

第28回 ガスシステム改革小委員会 事務局提出資料

小売全面自由化等の詳細制度設計について

平成28年2月5日

1. 経過措置料金規制に係る指定基準・解除基準について

2. 同時同量制度について

3. 託送検討について

4. 熱供給事業に関する指針について

1 ① 経過措置料金規制の指定基準に係るこれまでの議論について

- 経過措置料金規制が課される旧一般ガス事業者の指定基準については、第24回ガスシステム改革小委員会において、**都市ガス利用率のみではなく、他の指標も勘案しながら総合的に判断することと整理したところ。**
- この点、経過措置料金規制が課される旧一般ガス事業者の指定基準・解除基準については、14頁以降のとおりとはどうか。
- なお、過去の本小委員会において御意見があった、**都市ガス利用率が75%以上か以下かという一律の基準をもって判断した場合における弊害は次頁のとおり。**

第24回ガスシステム改革小委員会資料7より抜粋

【論点】

経過措置料金規制が課される旧一般ガス事業者の指定基準をどうするか。

- 
- これまでの小委員会における議論においては、例えば、供給区域内の都市ガス利用率が75%程度以上である場合には、経過措置料金規制の対象としてはどうかという御意見もあったところ。
 - 他方、都市ガス利用率が75%以上の旧一般ガス事業者を経過措置料金規制の対象とし、75%未満の旧一般ガス事業者を経過措置料金規制の対象としないといった一律の判断基準とした場合、LPガスやオール電化などとの激しい競争に晒されながらも、健全な経営方針の下、一般ガス事業者の営業努力によってどうにか75%程度の都市ガス利用率を維持しているような一般ガス事業者もすべからく経過措置料金規制の対象となることをどのように考えるか。
 - また、このような判断基準とした場合、都市ガス利用率が75%未満である旧一般ガス事業者については、すべからく経過措置料金規制が課されないこととなるが、その供給区域において適正な競争が働いているか否かを確認するに当たっては、これまでの小委員会における委員の御発言や報告書における記載も踏まえれば、都市ガス利用率のみではなく、他の指標も勘案しながら総合的に判断することが必要ではないか。

(参考) 都市ガス利用率75%という一律の基準をもって判断した場合における弊害について

- 都市ガス利用率が75%以上か以下かという一律の基準をもって経過措置料金規制を課すか否かの判断を行うこととした場合、以下のとおり、本来考慮すべき事情を考慮しなかったことにより過剰な規制を課すこととなるおそれや、必要な規制を課さないことにより需要家保護に支障を及ぼすおそれがある。

具体例

(例1) 過去の営業努力によって、何とか75%以上の都市ガス利用率を確保しているものの、近年、LPガスやオール電化などといった他燃料事業者に多くの需要家を奪われている一方、他燃料事業者から都市ガス供給に切り替える需要家の獲得が進んでいない場合。

⇒他の財との**一定の競争関係が認められるにもかかわらず、こうした競争関係を考慮せずに、都市ガス利用率が75%以上であるという点だけに着目**して経過措置料金規制を課すこととした場合、**過剰な規制となるおそれがある。**

(例2) 現時点での都市ガス利用率は75%未満ではあるが、近年、LPガスやオール電化などといった他燃料事業者に需要家を全く奪われていない場合。

⇒**他燃料事業者に需要家を全く奪われていないにもかかわらず、都市ガス利用率が75%未満であるという点だけに着目**して経過措置料金規制を課さないこととした場合、**需要家保護に支障を及ぼすおそれがある。**

1 ① 経過措置料金規制の指定基準に係るこれまでの議論について

- 第24回、第25回のガスシステム改革小委員会における主な御意見については、以下のとおりである。

これまでのガスシステム改革小委員会における主な御意見

委員の御意見

まず経過措置ですけれども、必ずしも私、75%主張したように読めますが、余り意味がある数字ではないということなので、個々の事例で検討するというのはいいと思います。

橘川委員
(第24回)

まず経過措置料金の範囲に関して、前回と全く同じことを言うのですが、私はこの範囲に関してどこが妥当かという議論は、経過措置料金を課されない事業者にどのような規制を課すのかにかかっていると思います。そこが完全にフリー、文字通り自由に値上げできるとすると、消費者としては経過措置料金の規制がかからない範囲が相当狭くないと心配だと思います。一方で、経過措置料金は課さないけれど、野放図な値上げはちゃんと監視する体制が整えられているのであれば、経過措置の範囲は相当狭くても安心できると思います。どのような範囲が適正かは、経過措置料金が課されないところに、どういう対策を考えているかに依存する。

松村委員
(第24回)

私はもうずっとワンパターン、ばかの一つ覚えみたいに同じことばかり言っていますが、今の一般ガス事業者に対しては、少なくとも一つの標準的な約款を公表して、最悪でもこれでは消費者が供給してもらえることを明らかにする体制にし、その料金が少なくとも平均的には上がっていない。リバランスはあるかもしれないけれども、リバランスで説明できる範囲の料金水準であるということを行政当局が、必要があれば確認する。消費者から苦情が有り、調べた結果リバランスの範囲では説明できない料金であると考えられる場合には、事業者の説明を求めて、どう考えてもコストベースと思えないという場合には変更命令を出すというルールをちゃんと設計するのであれば、経過措置の範囲はご提案通り、比較的狭めになったとしても、問題はないと思います。

前回も全く同じことを言ったのですが、ここがどうなるのかによって今回の提案に賛否は言い難いので、ここがどうなるのか決着してから、もう一度発言させていただきます。

経過措置料金の件ですけれども、やはり消費者としましては、形式的に自由化をしているということよりは、消費者が事実上、事業者を選ぶという条件が整備されなければ慎重にならざるを得ないと思っています。

二村委員
(第24回)

実際は、L P ガスとかオール電化との競争ということも書いてありますけれども、実態的に都市ガスからL P ガス、都市ガスからオール電化という切替は、工事をする必要もありますから、電力のように簡単には切り替えはいかないのかなというふうに思います。そういう意味ではこちらにあるような、普及率というんでしょうか、そういった単純な数字でははかれないのかなと思います。やはり競争状態というものを個別に判断いただくような、そういう制度をご検討いただいたほうがよいのではないかと考えております。

1 ① 経過措置料金規制の指定基準に係るこれまでの議論について

これまでのガスシステム改革小委員会における主な御意見

委員の御意見

まず経過措置料金のことについてはもう既に大分ご発言もあります。基本的に事務局のほうで大枠の方針として示されている点、すなわち都市ガス利用率であるとか、それが75%という数字に余りこだわらずに個別に見る、あるいは総合的に見る、いろんな手法を勘案しながら適用範囲を決めるというこの整理、この基本的な方針については私も賛成するところであります。

深山委員
(第24回)

私のほうから何点かあるんですが、まず皆さんも言われていますとおり、経過措置の対象事業者のところなんですが、75%の議論はさて置きながら、例えば一つのガス会社さんについても、郡部もあれば都市部もいろいろな地域をお持ちだという中で、やはり住んでいる場所によって扱いが違うというのはまずいだろうということです。例えば東邦ガスさんの中でも田舎もあれば、名古屋市みたいな都会もあると言った中で、本当に競争が激しく行われているところとそうじゃないところについては、きちんとやっぱり規則的に考えていかないと、住んだ場所によってガスを買う値段が違うということはまずいだろうということで、そういったところをもう少し細かく考えていただくといいのかなといったところが一つあります。

竹村代理
(樋口委員)
(第24回)

75という数字については、既に先生方からこれにこだわるものではないという意見をいただいておりますので、1点目の意見につきましては、こだわらないということで私も了解しました。ただ、消費者として、この75という数字の意味ですね。常識的に考えると独占が進んでいるというのは50%を超えるあたり、または複数存在するときは30から40ということになるのではないのかなと思うのですが、公正取引委員会の見解はいかがでしょうか。今回、急にお聞きしてもすぐには回答いただけないと思いますので、次回で結構ですので、こういう独占という数字のところをどう考えるのかということをご教示いただければと思います。

大石委員
(第24回)

それから、先ほど二村委員もおっしゃいましたが、電気のようにスイッチが電話1本でできるものではないということから考えると、ガスの場合に簡単に乗りかえができるというのは、これは消費者側からすると実情に沿わない誤解を生む話だなと思っております。

逆に、かなり数値が低いような地域であっても、そこで料金規制が一度外れてしまいますと競争相手が入ってこないだけに、小売事業者は幾らでも料金を上げることが可能となり、逆に消費者としては黙って値上げを受けざるを得なくなるのではないかという問題を感じております。

実際に競争が起きているかどうかということを見るときには、既存の住宅というよりも新築や改築の戸数を分母として見て、どのぐらいオール電化が入ってきたかであるとか、LPへの転換が起こっているのかということを見るべきだと思います。さらに、先ほど先生方から料金の規制を残すと自由な競争が起こらないのではという話が出ておりましたが、経過措置を残したままでも料金を下げて競争するということは、これは十分に可能です。その意味では経過措置が残っていても自由化競争というのは起きるわけです。また逆に消費者の立場から誤解がないように申し上げますと、消費者はただやみくもに1円でも上げちゃいけないと言っているわけではなくて、現在もそうですけれども、例えば燃料費の値上がりなどがあって、どうしても料金を上げざるを得ないという場合には、それはちゃんと了解して受け入れているわけです。ですから、そういう意味では、理由がなく、ただただ値上げされるということについては問題であるというふうに考えています。

(次頁に続く)

1 ① 経過措置料金規制の指定基準に係るこれまでの議論について

これまでのガスシステム改革小委員会における主な御意見

委員の御意見

とはいえ、経過措置を外しても問題がない地域とかもあるのではないかとということで、例えば自治体が小売を行っている場合などは、たとえ料金規制が外れても料金は透明性を持つでしょうし、値上げのためには市議会などの承認が必要になるので、それは経過措置というものはなくてもいいのではないかなと思います。

その他の部分については、二村委員からもお話がありましたけれども、簡単に経過措置を外すべきではなく、外す場合にはそれなりのちゃんと検討を行った上で、しっかり競争が行われていることが検証された上で外していただきたいと思います。

大石委員
(第24回)

コメントといいますか意見を述べさせていただきます。まず1番の経過措置についてですが、今回、事務局が7ページでご提案されていたように、他の手法も勘案しながら総合的に判断するという方向に同意します。

ただ、一つ心配なのは、やはり判断基準が地域によって余りにもばらついてしまうような懸念がないとは言い切れないことです。他の委員の先生方からお話があったような、大都市、あるいは小規模都市、消えゆく都市と言われているような地域等を想定しつつ、とかを含めて、どのようなときにどのような判断をするのかという類型をはっきりさせる。つまり哲学をはっきりして、経過措置の総合的判断というのを策定する必要があるのではないかと思います。個別判断に終始してしまうことはやはり好ましくないと思います。

引頭委員
(第24回)

経過措置料金規制について、ほかの委員がおっしゃっておられたように、数値だけで評価するべきでないというのは私も同意します。原則として小売料金が自由化になり、例外的に競争が進展していない場合には経過措置規制の料金規制が残るという整理であると理解しています。

そのときに、どういう競争状態であれば経過措置料金規制が残るのかと、それから、どれぐらい競争が進んだら経過措置料金が外されるのかというのは、結局は同じことでして、競争がどれぐらい進展しているかという判断枠組みや考慮要素が皆さんに明らかであれば、経過措置料金規制が残るか外されるかという論点は、結局は同じ事であると思います。

したがって、競争が進展しているかどうかの判断枠組みや考慮要素が皆さんに明らかになるよう、ガイドラインを作成・公表すればよいのではないかと考えています。公正取引委員会が作成・公表している企業結合審査ガイドラインには、標準的な競争評価の仕方が示されていますので、そこでの判断枠組みや考慮要素を参考にされると良いと思います。競争が進展していると評価するためには、どういう判断枠組みでどのような考慮要素を考慮するのかについて、例えば、他に有力な競争事業者がいるかどうかとか、あるいはその競争事業者も積極的に競争をしかけている競争者であり、協調的な行動をとっていないかということなどを評価する必要があると思います。

池田委員
(第24回)

1 ① 経過措置料金規制の指定基準に係るこれまでの議論について

これまでのガスシステム改革小委員会における主な御意見

委員の御意見

お願いですけれども、この委員会のために、確か古城先生から、経済産業省に届けられている供給計画のなかに市区町村別の普及率の一覧表があるはずですので、それを見て判断するべきではないかというお話があったと思います。次回それを提出していただければと思います。

今回お配りいただいた資料の28ページ、29ページになりますでしょうか、「第10回ガスシステム改革小委員会の資料3」というのが出ておりまして、このところで、「70戸以下の集合住宅団地では、もう既にL Pガス小規模導管供給事業では他の事業者のバルク及び附属設備を買い取る形での競争が行われている」と書いてあるのですが、この数字の根拠となる母数と、実際に競争が起こっている量というのはどれだけあるのかというデータをできればお示ください。

それから、これは私の感想ですが、70戸以下という賃貸の住宅なども多いと思いますが、例えばL Pガスに交換するという場合は、家主さんのほうに事業者から直接オファーがあって、配管も含めて全て取り替えますよ、配管と一緒にクーラーなどの設備もサービスしますよというような形で、総取り替えするということが起こっていると聞いております。そういう形での競争が進んでいるということはあると思いますが、実際にこれが70戸以上の住宅で、しかも個人の持ち物であった場合に起こるかということについてはかなり疑問があります。70戸以下の集合住宅でこういうことが起きているので、70戸以上の住宅においても自由化が進んでいるとみなして、簡単に料金規制の経過措置を取り払ってもよいというのはちょっと乱暴すぎる論理で間違っていると思いますので反対させていただきます。

それから、もう時間がないので先に全部述べさせていただきますけれども、料金規制の撤廃について、前回も申し上げましたが、消費者は全く値上げを認めないと言っているわけではありません。例えば燃料費の値上がりなどがあった場合には、その範囲内で料金が上がることは消費者も受け入れております。逆に、なぜ規制料金があれば競争が起こらないのかということですね。値段を下げることで競争は幾らでもできるわけで、規制料金が残っているから競争が起こらないということが私としてはどうしても納得がいきません。

前任の杉本委員が消費者団体からの国民としての意見を受けて、料金の経過措置の継続を強く求めていたわけですが、消費者のほうに経過措置の撤廃の理由がちゃんと説明できるのかどうかぜひ伺いたいと思います。なぜ消費者が反対するか申しますと、資料6の括弧の中にありますように、2月24日の議事録、それから、12月3日の議事録にありますように、一部かもしれませんが、自由化の後には料金が自由になるのだから、上げられるだけ上げるのが自由化だというふうに受け取っておられる事業者さんもおられるということです。これが消費者にとっては大変脅威になっているというところが大きいのが1つ。 (次頁に続く)

大石委員
(第25回)

1 ① 経過措置料金規制の指定基準に係るこれまでの議論について

これまでのガスシステム改革小委員会における主な御意見

委員の御意見

それから、消費者が不安に思っているだけではなくて、裏のページを見ていただきますと、一般ガスと簡易ガスとL P ガスを見ますと現状、明らかに料金が違っているわけです。提出させていただいているのは近畿経済産業局の資料でして、関東経済産業局はこういう資料がないので、今後は関東経済産業局にも、是非このような資料を提出していただきたい。しかも、これが自由化したときには高いほうのL P ガスの料金に張りついてしまうのではないかという懸念があるのと同時に、またここでL P の話をするとう橘川先生、松村先生からお叱りを受けるかもしれませんが説明させてください。前回私が出した事例につきまして、何が本質的に問題だったのか具体的な内容を入れる必要があるとのご意見をいただきましたので、富里市に問い合わせいたしました。が、個人情報ということがあって事例の具体的な中身までは聞くことはできませんでした。

逆に申しますと、このような相談事例になっているということは、消費者が悪いとか、事業者が完全に悪いということがはっきりしていないと考えられます。当事者同士で解決できているものであれば、相談事例にはならないはずです。いろいろなトラブルが重なって起きているから相談事例になっているわけで、相談窓口としてはHP上のアドバイスにあるように消費者にトラブルを未然に防ぐための注意を喚起しているという状態です。

プラス、裏のほうにメールの文面をつけさせていただきました。この場でLPガスのことをいろいろお話しさせていただいている関係で、N A C Sに奈良のプロパンガスの販売店から、実際に事業者間で起きているいろいろな悪しき慣習についてメールをいただきました。消費者が悪いのか事業者が悪いのか、ということだと、きちんと書面交付の義務があるのに求めない消費者の側にも落ち度はあるのかもしれませんが、事実としてこのような状況があるということのようです。結論として、先ほども申しましたが、本当に競争が起きているかどうかということが確認されない状態で、70戸以上の集合住宅で経過措置を外すというのは余りにも乱暴ではないかなと思ひまして、意見を述べさせていただきました。

大石委員
(第25回)

1 ① 経過措置料金規制の指定基準に係るこれまでの議論について

これまでのガスシステム改革小委員会における主な御意見

委員の御意見

資料の33ページの経過措置料金を外すかどうかの論点について、集合住宅は外して、住宅団地型については一定のエリアにおける需要家に対する供給をしている意味で、一般ガス事業に類似していることからということで、一般ガス事業における考え方を参考にするという理由づけに整理されています。経過措置を外すかどうかでまず重要なのは、需要家にその交渉力があるかどうかということが重要なポイントであって、大石委員が懸念されているように、本当に需要家に交渉力があるのかということをどのような指標で判断するのかということ、もうちょっとデータがあればよいなと思いました。

それから、需要家に交渉力があっても、あるいは、需要家にとって代替的な供給者がいるという整理や、あるいは、ほかのエネルギーとの競争があるということも評価の視点としては大事だと思いますが、大石委員からご指摘があった奈良のLPガス業界では新しい取組みをしようとするとう仕入れ先から取引拒絶を受けたということで、事業者間で互いの顧客を尊重し合うという暗黙の了解があり顧客の奪取に向けた競争的行動がとられておらず、事業者間で協調的な行動がとられているのではないかという疑いがこの文書から見受けられました。したがって、代替的な取引先、ライバルがいたとしても、その事業者がちゃんと競争しているのかということはしっかり見ていくべきではないかと思いました。競争者の存在だけでなく、競争者の競争する能力や競争する意欲をしっかり評価する必要があると思います。

池田委員
(第25回)

私は、簡易ガスの特に集合住宅における料金規制の解除については、簡易ガスだけで結論を出してしまうのではなく、都市ガスもセットで、集合住宅における事業者の選択と消費者保護の問題ということで検討をした上で、結論を出していただくようお願いをしたいと思います。

ひとつには、競争状態をどう判断するか、経過措置料金の規制をどう解除するかということだけではなくて、規制が解除された後の規制といったものをどう考えるかといった要素があると思います。

また、賃貸ということになりますと、多分ガス事業だけではなくてほかの領域での規制や保護ということも併せて考えないと、本当の意味で消費者の保護というのはできないのではないかと、思っております。

ガス市場が自由化することによって、集合住宅にお住まいの方のところに起きるかもしれないような問題を、全体としてどういうふうを防ぐ仕組みができていくのかということを確認したいと思います。これは、都市ガスのほうも同じようなことが起きてくると思いますので、そのときにあまり非対称であるというのはよくないのでは、と思います。両方併せてご検討いただければ、と思っています。

二村委員
(第25回)

1 ① 経過措置料金規制の指定基準に係るこれまでの議論について

これまでのガスシステム改革小委員会における主な御意見

既存事業者の御意見

経過措置料金規制についてでございます。重ねて申し上げるようでございますけど、都市ガスにおきましては、事務局の資料 7 の 4 ページの下段でも記載していただいておりますように、厨房、給湯、暖房等のその用途ほとんどにおきまして他のエネルギーとの代替が可能でございます。

都市ガスの利用率にかかわらず他燃料との競合状況にあるというふうに言えると思います。特に75%未満ということを見ますと、他エネルギーとの競合がとりわけ厳しい状況にあるということも言えると思います。ガス事業の特性を十分に踏まえて慎重にご検討いただきたいと思います。

それからきょうのは指定基準ということでございますが、お話も出ておりましたように、規制の解除につきましては、ガス・ガス競争や他のエネルギーとの競争、それらの競争相手に対抗して設定する自由料金への移行状況などによって競合状況を確認された場合には、本小委員会でのご意見や国会の附帯決議にもあるように、速やかに規制が解除されるような制度となるようお願いしたいと思います。

大石委員から、「集合住宅を経過措置料金規制の対象から外すのはおかしい、反対」というご意見がございました。ご懸念は私も理解できます。集合住宅では確かに 1 件 1 件個別にガス事業者の選択をするというのは難しいというのは理解できます。ただ、住民の意思を反映した管理組合とかオーナーの意思決定によりましてガス供給事業者の選択というのは可能であります。現に70戸未満の集合住宅では切替えの事例がたくさん見られるところでございます。簡易ガス事業というのは現在事業許可制になっていますし、供給義務があるといったようなことで、これが登録制になりますと、同様の競争状況が生まれるものと理解しております。競争状態になれば、ご懸念のような不当な値上げというのはとてもできるものではないと考えています。

集合住宅で個別に事業者選択ができないからということで料金規制をやっていくとすれば、その構造的な部分というのはいつまでたっても何ら変わらないわけでありまして、変えることができないわけでありまして、経過措置が過渡的なものだとする、何年か後にはほかのところは全て料金規制が撤廃される中で、旧簡易ガス事業の集合住宅だけが未来永劫料金規制を残さなきゃいかんというような不自然な制度になって、適当ではないのではないかと考えています。

ご懸念を払拭するためということで申し上げますと、前回の委員会で委員の方から「事後的な規制の仕組みを考えることが重要ではないか」といった趣旨の発言がございました。旧簡易ガス事業の集合住宅に限らず、例えば不当な値上げといったような苦情がもし出れば、事業者から報告徴収をし、必要なら是正指導を行うといったような仕組みを検討することが現実的な仕組みになるのではないかと考えています。

(次頁に続く)

日本ガス協会
(第24回)

コミュニティガス
協会
(第25回)

1 ① 経過措置料金規制の指定基準に係るこれまでの議論について

これまでのガスシステム改革小委員会における主な御意見

既存事業者の御意見

あと、（中略）住宅団地型の料金規制に関して申し上げます。

基本的に経過措置料金規制は例外的な制度だと理解しています。ただ、一般ガス事業に類似した同様の考え方ということになると若干違和感があります。1つは規模の違いです。一般ガス事業では1事業者当たりの需要家数は14万戸です。これに対して簡易ガスは団地ごとで見るとすると246戸ということでありまして、社会的な影響度、インパクトという観点ではどうだろうか。あるいは、70戸の簡易ガス団地から数千戸に及ぶところまでありますが、これを一律に取り扱うのだろうかというのが1つであります。

2つ目に、何をもちて競争状態があると捉えるかということだろうと思っています。これまでなかったところに導管を延伸して普及を図っていくという一般ガス事業では、供給区域の世帯数におけるメーター取付とか、あるいは、調定件数でシェアを計算することができます。他方、簡易ガス団地は、前々から申し上げているように、100%を前提として導管を敷設して事業許可を得て、行政当局の監督を受けているわけでありまして、改正法施行時に簡易ガス供給が100%であれば競争がないというふうに判断できるかもしれませんが、それ以下であれば競争状態にあるということが一応推定されるということだろうと思います。

本来、消費者が他のエネルギーを選択できる環境にあるかどうかを確認すればよいはずだと思っています。仮に例外的な料金規制に当たって、唯一の指定基準ではないとして、絞り込みの一応の基準としても、前回是一般ガスでは「都市ガス利用率」と称していたわけですが、簡易ガスの基準では「需要家のシェア」というふうに言葉を言い換えて、このニュアンスの違いは何だろうと考えています。100%の前提の宅地に対して現にどれだけ簡易ガスとして利用されているかという点では、むしろ「簡易ガス利用率」というふうにすべきでありまして、その比率は簡易ガスの特性からすれば当然一般ガスよりは高くなるものと理解しています。

さらに、利用率の算出ですが、33ページの注書きの（3）にありますように、改めて詳細調査をしないと把握できないような数字、流動的な数字を使うというのは適当ではないのではないかと。簡易ガス事業者は導管敷設こそ行っていますが、空き地となっている宅地を所有しているわけでも、管理しているわけでもありません。そこに家が建って、そこのお客様からガス供給の申込みがあってはじめて把握できるのでありまして、管理もしていない団地内の空き家、空き地数の報告を求められることは、自由化の時代にあって事業者が無用の負担を強いるものではないでしょうか。既に行政当局が把握している供給地点数を分母とすることで、一応の絞り込みという目的は達成できますし、事業者の登録などの制度全体との整合性からも適当だと考えております。

委員の先生方には、ぜひ簡易ガス事業の実態をご理解いただいて、ご検討いただければと思います。

コミュニティガス
協会
（第25回）

1 ② 経過措置料金規制に係る指定・解除の単位について

- 資料7において、平成27年度の供給計画における事業者別・市区町村別の都市ガス普及率をお示したところ。
- この点、経過措置料金規制を課すか課さないかを判断するに当たっては、市区町村単位でこれを判断するという考え方も観念的には存在するところであるが、以下の理由により、この判断については事業者単位で行うこととしたい。
 - そもそも経過措置料金規制とは、他の財との適正な競争関係が認められない場合に限り、需要家保護のために激変緩和を図る観点から、当該旧一般ガス事業者に対して、**現行の供給約款料金と同程度の水準の規制料金を残すことを求めるというもの。**
 - このため、仮に特定の市区町村についてのみ経過措置料金規制を課すこととした場合、ガス料金の水準が現在と大きく異なった結果（相当程度の値上げとなる場合も想定される。）、需要家にとっての激変緩和措置とならない可能性があることに加え、そもそも特定の市区町村に限定した経過措置料金を、総括原価方式の下で作成することは非常に困難。
 - また、LPガスやオール電化については、これらを取り扱う事業者に依頼すれば都市ガスからの切り替えが可能であり、こうした切り替えは、原則として、一般ガス事業者の供給区域においては場所を問わずに行うことができる。

(参考) 都道府県別LPガス販売事業所数

	LPガス販売 事業所数		LPガス販売 事業所数		LPガス販売 事業所数		LPガス販売 事業所数
北海道	1,475	新潟県	507	大阪府	543	大分県	373
青森県	510	長野県	531	兵庫県	580	熊本県	493
秋田県	267	山梨県	315	鳥取県	141	宮崎県	224
岩手県	365	静岡県	708	岡山県	429	鹿児島県	499
山形県	425	愛知県	657	島根県	160	沖縄県	241
宮城県	540	三重県	454	広島県	400	合 計	21,910
福島県	593	岐阜県	503	山口県	340		
栃木県	630	富山県	312	徳島県	266		
茨城県	962	石川県	283	香川県	268		
千葉県	847	福井県	318	高知県	218		
埼玉県	1,000	滋賀県	237	愛媛県	311		
群馬県	569	京都府	272	福岡県	837		
東京都	458	奈良県	347	佐賀県	197		
神奈川県	652	和歌山県	274	長崎県	379		

出典：全国LPガス協会調べ（平成26年度末時点）。

1 ③ 経過措置料金規制が課される旧一般ガス事業者の指定基準について

- これまでの本小委員会においてもお示したとおり、小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則であり、経過措置料金規制は、他のガス小売事業者や、LPガス、オール電化などといった他の財との適正な競争関係が認められない場合に限り、需要家保護の観点から、旧一般ガス事業者等に対して課される例外的な措置である。
- このため、こうした考え方を踏まえた経過措置料金規制が課される旧一般ガス事業者の指定基準については、以下のとおりとはどうか。

指定基準について

<STEP 1> ※ストックに係る指標
直近年度末の都市ガス利用率が50%超であるか否か

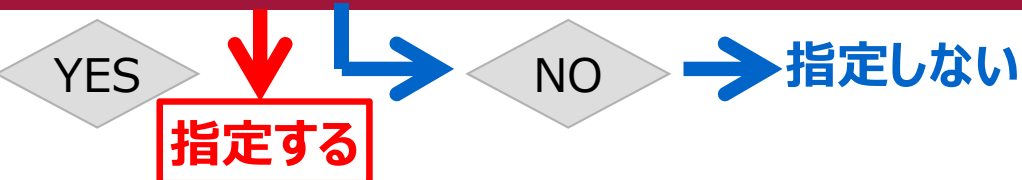


<STEP 2> ※フローに係る指標
以下のいずれにも該当するか否か

①小口需要に係る新築物件について、当該旧一般ガス事業者による都市ガス供給採用件数 > 当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他燃料採用件数

②小口需要に係る既築物件について、獲得件数（他燃料採用物件の当該旧一般ガス事業者による都市ガス化件数） > 当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた離脱件数（当該旧一般ガス事業者による都市ガス供給採用物件の他燃料化件数）

※①②ともに、直近3年間の合計ベース。



【STEP 1 の考え方】

- 独占禁止法においては、市場シェアが50%超であることが「独占的地位」の要件の1つであることとされている。
- この点、市場シェア（都市ガス利用率）が50%以下である場合には、当該旧一般ガス事業者に対する他燃料事業者による十分な競争圧力が働いているものと考えられる。

【STEP 2 の考え方】

- 市場シェア（都市ガス利用率）が50%超である場合であっても、①新築物件について、都市ガス供給採用件数 ≤ 他燃料採用件数である場合や、②既築物件について、当該旧一般ガス事業者の獲得件数 ≤ 離脱件数である場合には、当該旧一般ガス事業者に対する他燃料事業者による十分な競争圧力が働いているものと考えられる。
- なお、これらの指標はフローに係る指標であるところ、直近の競争状態を正しく評価する観点から、①②ともに、それぞれ直近3年間の合計ベースで判断することとする。
- また、①の他燃料採用件数や、②の離脱件数については、例えば、同じ10件であっても、都市ガス利用率が90%の旧一般ガス事業者にとっての10件と、都市ガス利用率が51%の旧一般ガス事業者にとっての10件では重みが異なるものと考えられる。
- このため、これらの件数をカウントするに当たっては、当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた件数としてカウントすることとし、具体的な方法は次頁のとおり。

（注1）都市ガス利用率とは、家庭用調定件数 ÷ 供給区域内一般世帯数。

（注2）小口需要とは、年間使用量10万m³未満の需要。

(参考) 都市ガス利用率を踏まえた他燃料採用件数等の考え方について

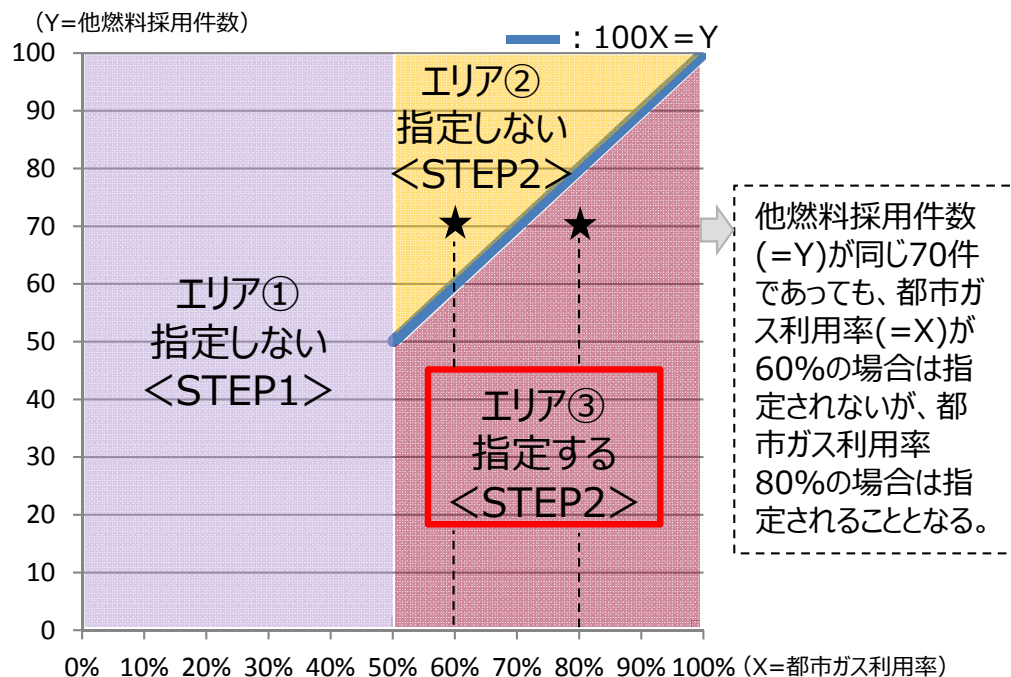
- 以下の式を用いると、STEP 2に進んだ旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他燃料採用件数と都市ガス供給採用件数との比較が可能となる（離脱件数と獲得件数についても同様。）。すなわち、旧一般ガス事業者の都市ガス利用率が高ければ高いほど右辺の値が小さくなるため、経過措置料金規制に係る指定基準を満たさない（左辺 ≤ 右辺）ためには、より多くの他燃料採用件数が必要となる。
- 例えばSTEP 2の①について、以下の式、**X = 都市ガス利用率**、**Y = 他燃料採用件数**とし、**都市ガス供給採用件数を50件と仮定**した場合、指定を行うか否かの判断基準については、都市ガス利用率の値であるXの値に応じて以下の表のとおり整理される。

$$\frac{\text{都市ガス供給採用件数}}{\text{他燃料採用件数}} > \frac{0.5 \text{ (注)}}{\text{都市ガス利用率}} \Rightarrow \frac{\text{都市ガス供給採用件数}(=50)}{\text{他燃料採用件数}(=Y)} > \frac{0.5}{\text{都市ガス利用率}(=X)} \Rightarrow \frac{50}{Y} > \frac{0.5}{X} \Rightarrow 100X > Y$$

(注)「0.5」とは、STEP1により指定を行わない場合の都市ガス利用率の上限値である50%を意味する。

この式を満たせば指定基準の1つを満たすこととなる。

- エリア① ($X \leq 0.5$ (50%)) : 旧一般ガス事業者の都市ガス利用率が50%以下であるため、STEP 1の基準により、指定しない。
- エリア② ($100X \leq Y$) : Y (= 他燃料採用件数) が都市ガス利用率を踏まえた調整後の都市ガス供給採用件数を上回るため、指定しない。
- エリア③ ($100X > Y$) : Y (= 他燃料採用件数) が都市ガス利用率を踏まえた調整後の都市ガス供給採用件数を下回るため、指定する。
(ただし、STEP 2の②についても離脱件数が調整後の獲得件数を下回る場合に限る。)



X:都市ガス利用率	実際の都市ガス供給採用件数	100X:調整後都市ガス供給採用件数	Y:他燃料採用件数	
50%以下	—	—	STEP1の基準により指定しない	
51%	50	$100 \times 0.51 = 51$	51以上 ($100X \leq Y$)	指定しない
			50以下 ($100X > Y$)	指定する
60%	50	$100 \times 0.6 = 60$	60以上 ($100X \leq Y$)	指定しない
			59以下 ($100X > Y$)	指定する
70%	50	$100 \times 0.7 = 70$	70以上 ($100X \leq Y$)	指定しない
			69以下 ($100X > Y$)	指定する
80%	50	$100 \times 0.8 = 80$	80以上 ($100X \leq Y$)	指定しない
			79以下 ($100X > Y$)	指定する
90%	50	$100 \times 0.9 = 90$	90以上 ($100X \leq Y$)	指定しない
			89以下 ($100X > Y$)	指定する
100%	50	$100 \times 1.0 = 100$	100以上 ($100X \leq Y$)	指定しない
			99以下 ($100X > Y$)	指定する

1③ 経過措置料金規制が課される旧一般ガス事業者の指定基準について

- また、経過措置料金規制が課される旧一般ガス事業者の指定基準に係る留意点については、以下のとおり。

指定基準に係る留意点

【留意点1】

都市ガス利用率とは、家庭用調定件数÷供給区域内一般世帯数であるが、競争状態を正しく評価する観点から、旧一般ガス事業者の関係会社たる他燃料事業者が需要家を獲得している場合や、当該旧一般ガス事業者自らが他燃料を販売することにより需要家を獲得している場合には、これらの需要家の数については、分母たる供給区域内一般世帯数には含めないこととする。

【留意点2】

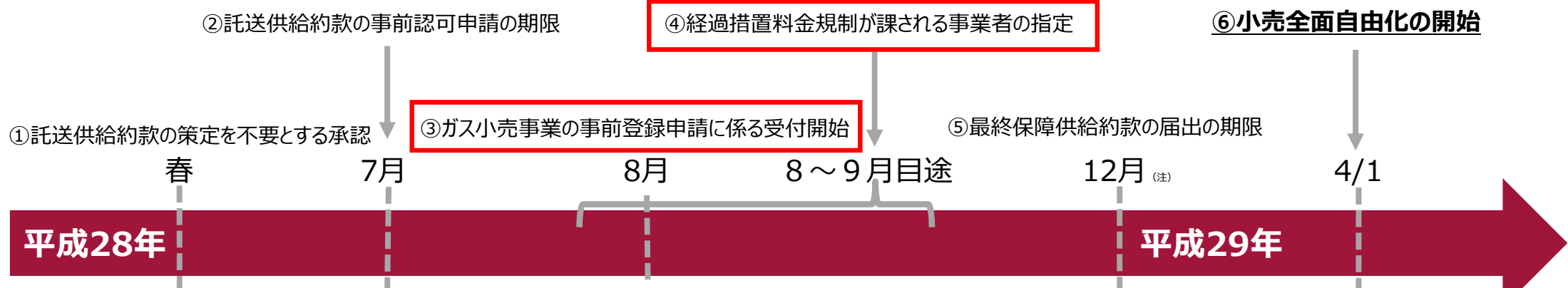
競争状態を正しく評価する観点から、STEP 2の②については、旧一般ガス事業者から都市ガス供給を受けている需要家が、その関係会社たる他燃料事業者にスイッチした場合や、当該旧一般ガス事業者自らが販売する他燃料にスイッチした場合には、離脱件数としてはカウントせず、他燃料事業者の需要家がその関係会社たる旧一般ガス事業者が行う都市ガス供給にスイッチした場合や、当該旧一般ガス事業者自らが販売する他燃料に係る需要家が当該旧一般ガス事業者が行う都市ガス供給にスイッチした場合には、獲得件数としてはカウントしないこととする。また、STEP 2の①についても、旧一般ガス事業者の関係会社たる他燃料事業者が新築物件を獲得した場合や、当該旧一般ガス事業者自らが他燃料を販売して新築物件を獲得した場合には、他燃料採用件数としてはカウントしないこととする。

【留意点3】

経過措置料金規制が課される旧一般ガス事業者の指定を行うに当たっては、他のガス小売事業者との間で想定される競争状態を勘案することも考えられる一方、当該指定は本年8月～9月を目途に行う予定であるところ、少なくともこの段階では、他のガス小売事業者との間で想定される競争状態を正しく評価することが困難であることから、当該指定を行うに当たっての指標としては採用しないこととする。

第26回ガスシステム改革小委員会資料4より抜粋

ガスの小売全面自由化の実施スケジュール



(注) 電気事業と異なり、ガス事業においては、多数の一般ガス事業者から託送供給料金の事前認可申請がなされる予定ではあるものの、新規参入者の予見可能性を高める観点から、可能な限り、平成28年中に審査を終了させることを目指す。

(参考) 独占禁止法における規定について

【参考】独占禁止法における規定

第2条 (略)

2～6 (略)

7 **この法律において「独占的状态」とは**、同種の商品（当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品を含む。）（以下この項において「一定の商品」という。）並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品で国内において供給されたもの（輸出されたものを除く。）の価額（当該商品に直接課される租税の額に相当する額を控除した額とする。）又は国内において供給された同種の役務の価額（当該役務の提供を受ける者に当該役務に関して課される租税の額に相当する額を控除した額とする。）の政令で定める最近の一年間における合計額が千億円を超える場合における当該**一定の商品又は役務に係る一定の事業分野において、次に掲げる市場構造及び市場における弊害があることをいう。**

一 **当該一年間において、一の事業者の事業分野占拠率**（当該一定の商品並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品で国内において供給されたもの（輸出されたものを除く。）又は国内において供給された当該役務の数量（数量によることが適当でない場合にあっては、これらの価額とする。以下この号において同じ。）のうち当該事業者が供給した当該一定の商品並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品又は役務の数量の占める割合をいう。以下この号において同じ。）**が二分の一を超え、又は二の事業者のそれぞれの事業分野占拠率の合計が四分の三を超えていること。**

二 他の事業者が当該事業分野に属する事業を新たに営むことを著しく困難にする事情があること。

三 当該事業者の供給する当該一定の商品又は役務につき、相当の期間、需給の変動及びその供給に要する費用の変動に照らして、価格の上昇が著しく、又はその低下がきん少であり、かつ、当該事業者がその期間次のいずれかに該当していること。

イ 当該事業者の属する政令で定める業種における標準的な政令で定める種類の利益率を著しく超える率の利益を得ていること。

ロ 当該事業者の属する事業分野における事業者の標準的な販売費及び一般管理費に比し著しく過大と認められる販売費及び一般管理費を支出していること。

1④ 経過措置料金規制が課される旧簡易ガス事業者の指定基準について

- 第25回ガスシステム改革小委員会においては、**住宅団地型の旧簡易ガス事業**については、「供給区域」という概念は存在しないものの、一定のエリアにおける需要家に対してガスを供給しているという意味では旧一般ガス事業と類似していることから、**住宅団地型の旧簡易ガス事業者**に対して経過措置料金規制を課すか否かを判断するに当たっては、**実際に当該旧簡易ガス事業者からガスの供給を受けている需要家のシェアなどの指標を総合的に勘案**することと整理したところ。
- この点、前述の経過措置料金規制が課される旧一般ガス事業者の指定基準を踏まえ、**経過措置料金規制が課される旧簡易ガス事業者の指定基準**については、**以下のとおり**としてはどうか。

指定基準について

<STEP 1> ※ストックに係る指標
直近年度末の旧簡易ガス事業者のシェアが50%超であるか否か

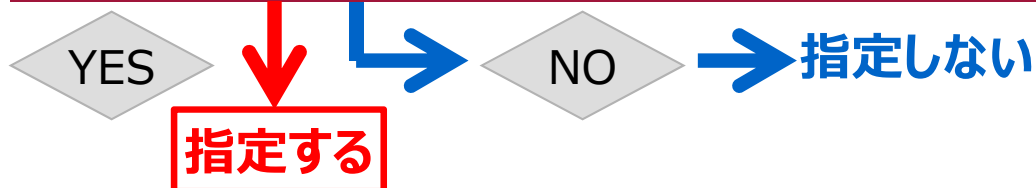


<STEP 2> ※フローに係る指標
以下のいずれにも該当するか否か

①小口需要に係る新築物件について、当該旧簡易ガス事業者によるガス供給採用件数 > 当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他燃料採用件数

②小口需要に係る既築物件について、獲得件数（他燃料採用物件が当該旧簡易ガス事業者が行うガス供給に切り替えた件数） > 当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた離脱件数（当該旧簡易ガス事業者によるガス供給採用物件の他燃料化件数）

※①②ともに、直近3年間の合計ベース。



（注1）全般的な考え方については、経過措置料金規制が課される旧一般ガス事業者の指定基準に係る考え方と同様。

（注2）「旧簡易ガス事業者のシェア」とは、第25回ガスシステム改革小委員会でもお示したとおり、当該供給地点群における調定件数 ÷（供給地点数 - 空き地・空き家の数）。

（注3）競争状態を正しく評価する観点から、経過措置料金規制が課される旧一般ガス事業者の指定基準における留意点1・留意点2の考え方については、経過措置料金規制が課される旧簡易ガス事業者の指定基準においても同様。

（注4）<STEP 2>の①②における「他燃料」の考え方については、既存の簡易ガス団地に一般ガス事業者が都市ガス導管網を整備して、簡易ガス事業者によるガス供給から当該一般ガス事業者による都市ガス供給に切り替える例などが一定程度存在することから、ここでの「他燃料」には、LPガスやオール電化などといった他燃料のみならず、一般ガス事業者による都市ガス供給も含めることとする。

1 ⑤ 経過措置料金規制が課された旧一般ガス事業者の解除基準について

- 経過措置料金規制が課された旧一般ガス事業者の解除基準については、以下のとおりとはどうか。

解除基準について

以下のいずれかに該当するか否か

①直近の当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率が50%以下

②小口需要に係る新築物件について、当該旧一般ガス事業者による都市ガス供給採用件数 $\leq$ 当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他燃料等採用件数（他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数を含む。）

③小口需要に係る既築物件について、獲得件数（他燃料採用物件及び他のガス小売事業者による都市ガス供給採用物件の当該旧一般ガス事業者による都市ガス化件数） $\leq$ 当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた離脱件数（当該旧一般ガス事業者による都市ガス供給採用物件の他燃料化件数及び他のガス小売事業者による都市ガス化件数）

※②③ともに、直近3年間の合計ベース。また、他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数が、「 $\leq$ 」のトリガーとなった場合には、当該他のガス小売事業者に必要な供給余力があることに加え、都市ガスの小売全面自由化に係る認知度が小口需要において50%以上であることを追加的な要件とする。

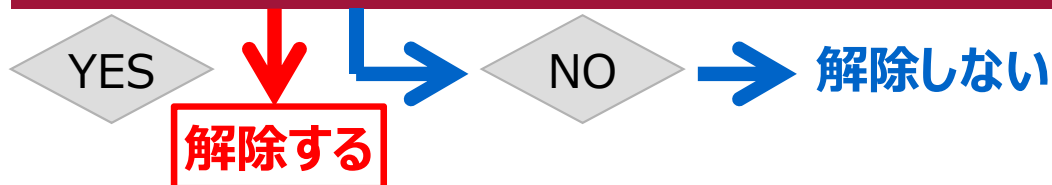
（次頁に続く）

【①の考え方】

- ・ 指定基準と同様、市場シェア（都市ガス利用率）が50%以下である場合には、当該旧一般ガス事業者に対する他燃料事業者等による十分な競争圧力が働いているものと考えられる。

【②③の考え方】

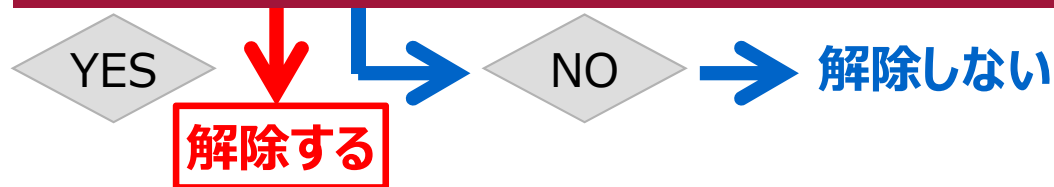
- ・ 指定基準と同様、市場シェア（都市ガス利用率）が50%超である場合であっても、②③の要件を満たす場合には、当該旧一般ガス事業者に対する他燃料事業者や他のガス小売事業者による十分な競争圧力が働いているものと考えられる。
- ・ ただし、②③の要件を満たすこととなったトリガーが、他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数である場合には、当該他のガス小売事業者の供給余力の程度に加え、都市ガスの小売全面自由化に係る認知度を勘案することにより、当該他のガス小売事業者がそのシェアを拡大し得る状態であるかを確認することが重要であることから、※に記載した2つの要件を追加的な要件とする。（詳細は次々頁参照）
- ・ なお、②の他燃料等採用件数に加え、③の離脱件数に係る考え方については、指定基準に係る考え方と同様。



1 ⑤ 経過措置料金規制が課された旧一般ガス事業者の解除基準について

解除基準について

④直近の小口需要に係る都市ガス販売量における他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上であり、かつ、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力がある



【④の考え方】

- 公正取引委員会が公表している主要な企業結合事例においては、シェア10%以上の競争者が存在し、かつ、当該競争者に十分な供給余力がある場合には、当該競争者は有力な競争者であり、企業結合を行おうとする者に対する牽制力として機能すると評価されていることが一般的である。
- このため、④の要件を満たす場合には、当該旧一般ガス事業者に対する他のガス小売事業者による十分な競争圧力が働いているものと考えられる。（複数の他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上である場合であっても、同様に評価する。）

（参考）解除基準②③に係る追加的な要件の考え方について

- 前々頁の解除基準②③の要件を満たすこととなったトリガーが、他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数である場合には、当該他のガス小売事業者の供給余力の程度に加え、都市ガスの小売全面自由化に係る認知度を確保することが必要と考えられる。具体的には以下のケースを想定。

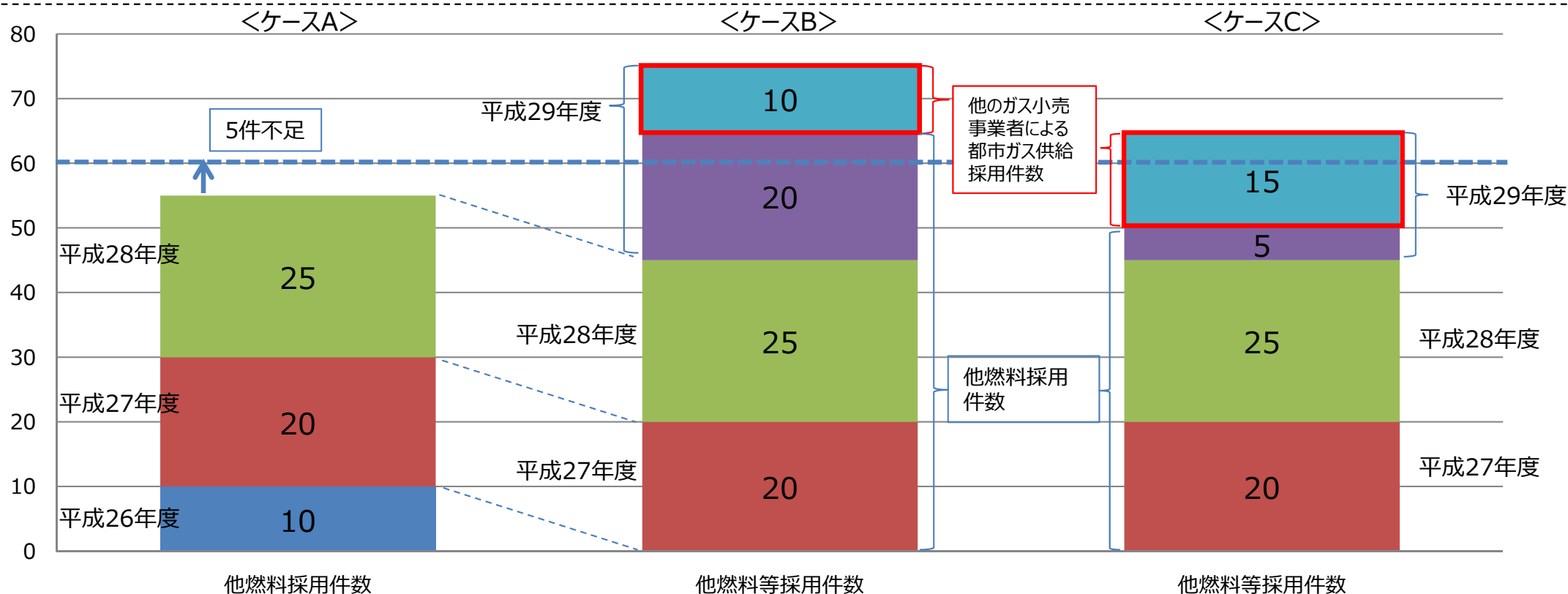
<前提>

当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を60%、都市ガス供給採用件数を50件と仮定すると、解除基準②に該当するためには他燃料等採用件数が60件以上必要。

<ケースA> 平成29年度時点において、直近3年間（平成26年度～平成28年度）の他燃料採用件数が60件未満（55件）であるため、経過措置料金規制は解除されない。

<ケースB> 平成30年度時点において、直近3年間（平成27年度～平成29年度）の他燃料等採用件数が60件以上であるため、経過措置料金規制が解除される。

<ケースC> 平成30年度時点において、直近3年間（平成27年度～平成29年度）の他燃料採用件数だけでは60件未満（50件）だが、平成29年度の他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数が15件であったため、他燃料等採用件数が合計で65件となり、経過措置料金規制が解除され得る。ただし、これは、解除基準②の要件を満たすこととなったトリガーが、他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数である場合であり、この場合には、当該他のガス小売事業者が十分な供給余力を有していることに加え、都市ガスの小売全面自由化に係る認知度を確保することが必要。



1 ⑤ 経過措置料金規制が課された旧一般ガス事業者の解除基準について

- また、経過措置料金規制が課された旧一般ガス事業者の解除基準に係る留意点については、以下のとおり。

解除基準に係る留意点

【留意点 1】

競争状態を正しく評価する観点から、都市ガス利用率を算出するに当たり、旧一般ガス事業者の関係会社たる他燃料事業者が需要家を獲得している場合や、当該旧一般ガス事業者自らが他燃料を販売することにより需要家を獲得している場合には、これらの需要家の数については、分母たる供給区域内一般世帯数には含めないこととする。

【留意点 2】

競争状態を正しく評価する観点から、③については、旧一般ガス事業者から都市ガス供給を受ける需要家が、その関係会社たる他燃料事業者や他のガス小売事業者にスイッチした場合や、当該旧一般ガス事業者自らが販売する他燃料にスイッチした場合には、離脱件数としてはカウントせず、他燃料事業者や他のガス小売事業者の需要家がこれらの関係会社たる旧一般ガス事業者が行う都市ガス供給にスイッチした場合や、旧一般ガス事業者自らが販売する他燃料に係る需要家が当該旧一般ガス事業者が行う都市ガス供給にスイッチした場合には、獲得件数としてはカウントしないこととする。また、②についても、旧一般ガス事業者の関係会社たる他燃料事業者や他のガス小売事業者が新築物件を獲得した場合や、当該旧一般ガス事業者自らが他燃料を販売して新築物件を獲得した場合には、他燃料等採用件数としてはカウントしないこととする。

【留意点 3】

④において、他のガス小売事業者のシェアを算出するに当たっては、旧一般ガス事業者の関係会社たる他のガス小売事業者がシェアを獲得している場合には、当該シェアについては、④における他のガス小売事業者のシェアとしては算入しないこととする。

1 ⑥ 経過措置料金規制が課された旧簡易ガス事業者の解除基準について

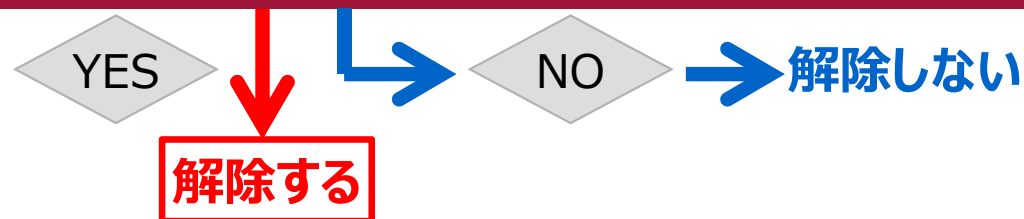
- 前述の経過措置料金規制が課された旧一般ガス事業者の解除基準を踏まえ、経過措置料金規制が課された旧簡易ガス事業者の解除基準については、以下のとおりとはどうか。

解除基準について

以下のいずれかに該当するか否か

- ①直近の当該旧簡易ガス事業者のシェアが50%以下
- ②小口需要に係る新築物件について、当該旧簡易ガス事業者によるガス供給採用件数 $\leq$ 当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他燃料採用件数
- ③小口需要に係る既築物件について、獲得件数（他燃料採用物件が当該旧簡易ガス事業者が行うガス供給に切り替えた件数） $\leq$ 当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた離脱件数（当該旧簡易ガス事業者によるガス供給採用物件の他燃料化件数）

※②③ともに、直近3年間の合計ベース。



（注1） 全般的な考え方については、経過措置料金規制が課された旧一般ガス事業者の解除基準に係る考え方と同様。ただし、そもそも現在の簡易ガス事業者の導管部門については託送供給に係る需要が乏しいという実態を踏まえ、改正後のガス事業法においては、当該導管部門に対しては託送供給義務を課さないこととしていることから、現在の簡易ガス事業者の供給地点においては、他のガス小売事業者が多くのシェアを獲得することは想定されない。このため、経過措置料金規制が課された旧簡易ガス事業者の解除基準を検討するに当たっては、他のガス小売事業者のシェアに係る指標については勘案しないこととする。

（注2） 競争状態を正しく評価する観点から、経過措置料金規制が課された旧一般ガス事業者の解除基準における留意点1・留意点2の考え方については、経過措置料金規制が課された旧簡易ガス事業者の解除基準においても同様。

（注3） 解除基準②③における「他燃料」の考え方については、指定基準（注4）の考え方と同様、一般ガス導管事業者が既存の旧簡易ガス団地に都市ガス導管網を整備して、当該旧簡易ガス事業者によるガス供給から他のガス小売事業者による都市ガス供給への切替えが進むことも想定されることから、ここでの「他燃料」には、LPガスやオール電化などといった他燃料のみならず、他のガス小売事業者による都市ガス供給も含めることとする。

1 ⑦ 国が経過措置料金規制に係る指定・解除を行うに当たっての報告徴収について

- 国が経過措置料金規制に係る指定・解除を行うに当たっては、**前述の判断を行うために必要な情報を一般ガス事業者等から入手することが必要。**
- この点、これらの事業者が国に対して虚偽の情報を報告することなどを防止する観点から、国が経過措置料金規制に係る指定・解除を行うに当たっては、**一般ガス事業者等に対してガス事業法の規定に基づく報告徴収^(注)を行うこととし、これにより、一般ガス事業者等から報告がなされる情報の適正性を確保してはどうか。**

(注) 国に対する報告を怠ったり、虚偽の情報を報告した場合には、刑事罰（30万円以下の罰金）の対象となる。

1 ⑧ 引き続き検討すべき主要論点について

- 小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であるという原則からすれば、**経過措置料金規制は他燃料事業者等との適正な競争関係が確保されていないと認められる場合にのみ課せられるべきものであり、当該規制の対象となる事業者の範囲がいたずらに拡大することは避けなければならない。**
- また、仮に経過措置料金規制が課せられた場合であっても、適正な競争関係が確保されていると認められた場合には、**過剰な規制をいたずらに継続させないという観点からは、これを速やかに解除することが適当。**
- このため、引き続き、以下の論点について検討を加える必要があるのではないか。

引き続き検討すべき主要論点

① 旧一般ガス事業者の営業努力に配慮した指標の必要性

- 例えば、解除基準については、「既築物件について、獲得件数 $\leq$ 離脱件数」であること等を提示したところであるが、**今回提示した指定基準・解除基準については、旧一般ガス事業者が、新築と既築のいずれかの市場における需要家の獲得競争に負けていなければ、経過措置料金規制が課される、あるいは継続するというもの。**
- この点、十分な競争圧力にさらされながらも、どうにか新築と既築のいずれの市場においても他燃料事業者との競争に打ち勝った旧一般ガス事業者が存在することも想定されるところ、**単に旧一般ガス事業者が需要家の獲得競争に負けたことのみをもって十分な競争圧力が働いていると評価するのではなく、こうした営業努力に一定程度配慮した指標が必要**ではないか。
- 例えば、スイッチ総数（獲得件数＋離脱件数）が、供給区域内一般世帯数の一定割合を超える場合には、**激しい需要家の獲得競争が展開されていると評価できるかどうか。**

② 都市ガス利用率の考え方の妥当性

- 前述のとおり、都市ガス利用率とは、家庭用調定件数 $\div$ 供給区域内一般世帯数であるが、これは、**供給区域内における一般世帯数のうち、どの程度の需要家が、当該一般ガス事業者からの都市ガス供給を受けているかを表したもの。**
- この点、当該一般ガス事業者からの都市ガス供給を受けている需要家の中には、他燃料事業者や他のガス小売事業者との比較を行った上で、当該一般ガス事業者からの都市ガス供給を選択した需要家が存在することも想定されることから、**単に都市ガス利用率が高いということだけをもって、当該一般ガス事業者に対する十分な競争圧力が働いていないと評価することは妥当ではないとの考え方もあり得る。**
- このため、経過措置料金規制に係る指定・解除を行うに当たっての「都市ガス利用率」の考え方については、さらに精査する必要があるのではないか。

1 ⑧ 引き続き検討すべき主要論点について

引き続き検討すべき主要論点

③獲得・離脱の考え方の整理の必要性

- 例えば、離脱の考え方については、ある需要家が、厨房機器をコンロから I H に切り替えた場合であっても、当該需要家に対する都市ガス供給（例えば、給湯用など）が継続している場合には、「離脱していない」と評価するという考え方もあり得る。
- 他方、**実際には、当該一般ガス事業者は都市ガス需要の一部を失っていることから、こうした競争圧力を適切に評価する仕組みが必要ではないか。**（上記の例では、例えば、「0.3 離脱した」と評価するなど。）

④経過措置料金規制が課せられた旧一般ガス事業者の競争状態を国が確認する頻度

- 仮に経過措置料金規制が課せられた場合であっても、**当該旧一般ガス事業者について、適正な競争関係が確保されていると認められた場合には、経過措置料金規制が課せられる期間がいたずらに長期化することは適当ではない。**
- この点、経過措置料金規制が課せられた旧一般ガス事業者の競争状態を国が確認する頻度については、引き続き、整理する必要があるのではないか。

（注）これらの論点については、簡易ガス事業者についても同様。

1 ⑨ 経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者の事後監視について

- 第24回ガスシステム改革小委員会においては、経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者や、経過措置料金規制が解除された旧一般ガス事業者の小売料金に係る事後監視の必要性について指摘があったところであり、この具体的内容をどうするかが論点。

<事後監視の具体的内容について>

- 前述のとおり、小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則。
- このため、仮に上記のような旧一般ガス事業者に対して総括原価方式を前提とした小売料金に係る事後監視を行うこととした場合、結果として経過措置料金規制を課していることと実質的に同義であることから適当ではない一方、こうした旧一般ガス事業者が小売料金の合理的でない値上げを行っていないかどうかを一定期間監視していくことは需要家保護の観点からは有意義である。
- この点、現在の一般ガス事業者は、標準家庭における1ヶ月のガスの使用量を公表しているところ（例えば、東京ガスでは32m³、大阪ガスでは33m³、東邦ガスでは31m³）、当該使用量を前提としたガス料金の推移を引き続き確認していくことにより、経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者が、原料費や託送料金の上昇等に比して、小売料金の合理的でない値上げを行っていないかどうかを監視していくこととしてはどうか。（仮に、合理的でない値上げを行っている場合には、業務改善命令が発動され得る。）（注1）
- なお、第5回の本小委員会において、伊東ガスから次頁のような御意見があったとおり、小売全面自由化後は、別荘やリゾートマンションなどの使用量が少ない需要家について、当該需要家に係る収支の改善を目指した料金改定（いわゆるリバランス）が行われる可能性があるが、小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であるという原則や、当該需要家に対するガス供給に係る赤字については、現在、他の需要家からの収入によって補填されているという実態を踏まえれば、こうした料金改定まで妨げる必要はないのではないか。

（注1）国が旧一般ガス事業者に対して経過措置料金規制を課さない、あるいは解除すると判断した場合には、その後は、業務改善命令に係る規定を背景とした事後規制に移行することが原則。このため、こうした判断を行った後、仮に旧一般ガス事業者による小売料金の合理的でない値上げがあった場合には、業務改善命令をもって対処することとし、原則として、再指定は行わないこととする。

1 ⑨ 経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者の事後監視について

これまでのガスシステム改革小委員会における主な御意見

既存事業者の御意見

当社が自由化を望む大きな理由としてガス料金の基本料金の問題があります。都市ガスの基本料金は長い間、現下の実態とはほど遠い低料金に固定されていて、基本料金での回収不足分は従量料金で回収することになるので、使用量の多いお客様にとって割高になってしまっています。資料3ページの円グラフをごらんください。当社の調定件数のうち13%、1,124件ほどが、使用量がゼロ、基本料金のみというお客様ですが、その大半が別荘やリゾートマンションに住む方々であり、そういうお客様が低料金の恩恵を受けその分ほか割高になるという料金体系は、合理的でなく都市ガスの競争力を弱めることになります。使用量ゼロのお客様の多い当社にとって基本料金の是正は、大きな経営課題でありました。ちなみに最も競合するLPガスの基本料金は都市ガスの2倍以上が相場であり、使用量の多いところで都市ガスの競争力が弱く、ガス拡販の障害になっております。

もう一つ、ガスの拡販には競合に負けない低料金の提示が必要ですが、現在の認可制度ですと自由裁量の余地がないため、他燃料との競合において弱い立場に立たされます。事業者のマーケットである供給区域の顧客状況、競合状況を最もわかっているのは事業者であり、それぞれの地域で状況は異なるので、事業者責任においてもっと自由に料金設定ができるようになれば、地域住民、地域経済にとっても望ましいと考えます。

伊東ガス
(第5回)

1 ⑨ 経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者の事後監視について

<事後監視の対象事業者と期間について>

- **都市ガス利用率が50%以下である旧一般ガス事業者**については経過措置料金規制が課せられないこととなるが、そもそもこのような旧一般ガス事業者は**他燃料との競争が特に激しいがゆえに、小売料金の合理的でない値上げが行われることはおよそ想定されない**。
- このため、**都市ガス利用率が50%以下である旧一般ガス事業者については、事後監視の対象外**としてはどうか。
- また、小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則という中において、**上記の事後監視スキームは、経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者に対してのみ課される極めて例外的な措置**であることから、これを恒久化することは適当ではない。
- このため、**事後監視については、3年間の時限措置**としてはどうか。（注2）（注3）（注4）

（注2）小売全面自由化と同時に経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者については、平成29年4月から3年間で事後監視を受ける期間となり、小売全面自由化後に経過措置料金規制が解除された旧一般ガス事業者については、当該解除の日から3年間で事後監視を受ける期間となる。ただし、これらの期間内に、合理的でない小売料金の値上げを行ったと判断される場合には、これらの期間に加えてさらに3年間、事後監視を行っていくこととする。

（注3）こうした事後監視については、旧簡易ガス事業者についても同様に行う。また、監視の対象となる旧簡易ガス事業者に係る小売料金については、ガス事業生産動態統計を踏まえ、家庭1件当たりの標準使用量の県別の値を前提とした小売料金とする。

（注4）上記の事後監視が終了した後においても、国は一般的な市場監視（小売料金水準の確認等）を行っていく。

1. 経過措置料金規制に係る指定基準・解除基準について

2. 同時同量制度について

3. 託送検討について

4. 熱供給事業に関する指針について

2① 第25回の本小委員会における議論の概要について

- 今後の同時同量制度については、**ガス小売事業者間の公平性を確保する観点から**、第25回ガスシステム改革小委員会（平成27年11月10日）において、いわゆる「**ロードカーブ方式**」を参考とした制度を採用することとしたところ。

第25回ガスシステム改革小委員会資料4より抜粋

【論点】

今後の同時同量制度の在り方をどうするか。

- 
- これまでの同時同量制度に係る議論においては、**現行の同時同量制度は、一般ガス事業者の小売部門は導管の貯蔵機能を活用**して自らの需要を含めたネットワーク全体のガスの安定供給を実現している一方で、**新規参入者に対してのみ1時間同時同量という厳格なルール**を課すものであり、本来、一般ガス事業者の小売部門と新規参入者に対しては公平なルールが適用されるべきであるにもかかわらず、**新規参入者だけが導管の貯蔵機能を活用することができていないことから、この点が公平でないとの議論がなされてきたところである。**
 - この点、**大手3社から提案のあった「プロファイリング方式」**は、新たに自由化の対象となる小口需要については、個々の需要について同時同量を求めるのではなく、新規参入者は、需要群ごとに、前日までに決定した払出計画値を目指してガスの注入を行えば良いため、時々刻々と変化する需要に対応する必要がなく、計測に係るコスト負担も軽減されるなど、**新規参入者にとってはその負担が一定程度軽減されることになるものと考えられる。**
 - 他方、「プロファイリング方式」においては、新規参入者に対しては、小口需要においても現行と同様の1時間同時同量が求められることに加え、大口需要においては現行制度がそのまま継続することになることから、**新規参入者は引き続き導管の貯蔵機能を活用することができず、同時同量制度の根本的な見直しにはなっていない。**
 - しかしながら、**大手3社から提案のあった「ロードカーブ方式」**は、新規参入者や既存事業者の小売部門は事前の払出計画を導管事業者に提出し、導管事業者は導管の貯蔵機能等を勘案して、これらの者に対して翌日の注入計画を提示するというものであり、**導管の貯蔵機能による恩恵を全ての小売事業者にもたらす効果**があるなど、小売事業者間の公平性を追求しており、これまでの同時同量制度を大きく変えるものであることから、今後の同時同量制度については、この「**ロードカーブ方式**」を参考として、**次頁以降のような制度としてはどうか。**

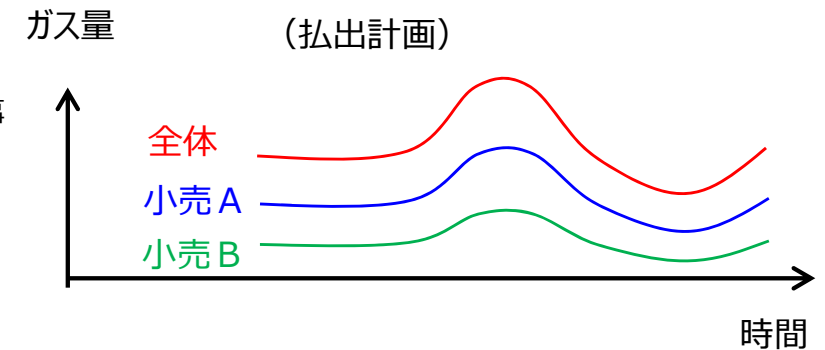
2① 第25回の本小委員会における議論の概要について

第25回ガスシステム改革小委員会資料 4 より

新たな同時同量制度のイメージ①

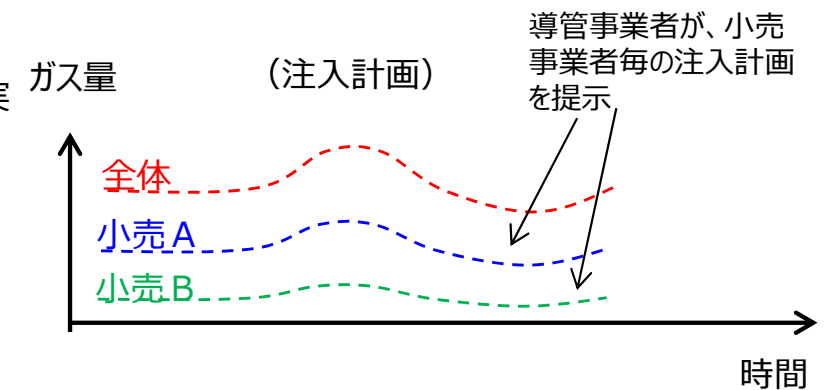
(1) 前日

- ①新規参入者及び既存事業者の小売部門（以下「小売事業者」という。）は、導管事業者に対して翌日の払出計画（需要計画）を提出。
- ②導管事業者は、導管の貯蔵機能、過去の実績・気水温、各注入ポイントの地理的特性や需要場所等を勘案しつつ、NW全体のあるべき注入計画を策定した上で、各小売事業者に対して、それぞれの注入計画を提示。



(2) 当日

- ①小売事業者は、上記（1）の1時間単位の注入計画を目指してガスを注入。
- ②導管事業者は、NW全体の圧力状態に応じて、製造事業者等に対して調整指令を実施（需給調整）。
- ③製造事業者等は、上記の調整指令に基づき、ガスの製造・注入を実施。



(3) 後日

- ①小売事業者は、導管事業者から提示された1時間単位の注入計画と、実際の注入量をもとに、導管事業者との間で精算。
※精算に係る制度の詳細については、引き続き検討。

2① 第25回の本小委員会における議論の概要について

第25回ガスシステム改革小委員会資料 4 より

新たな同時同量制度のイメージ③

	現行の同時同量制度		新たな同時同量制度
	原則的な同時同量 (100万m ³ 以上)	簡易同時同量 (100万m ³ 未満)	
基本的な方式	○託送供給依頼者は、1時間単位の払出実績値又は払出計画値を目指してガスを注入		○小売事業者は、導管事業者に対して翌日の払出計画を提出し、導管事業者が策定した1時間単位の注入計画値を目指してガスを注入
同時同量の考え方	○「注入量(実績)」と「払出量(実績)」の一致	○「注入量(実績)」と「払出量(計画)」の一致	○「注入量(計画)」と「注入量(実績)」の一致
同時同量のアロウンス	○±10%以内		○小売事業者は導管の貯蔵機能を活用できていることに加え、安定供給確保のためには、導管事業者から提示された注入計画を遵守することが必要であることから、アロウンスをゼロとするなど、抜本的な見直しが必要
通信設備	○託送供給依頼者の特定負担	○不要	○小売事業者は、通信設備の設置が不要となる一方、導管事業者は、安定供給確保の観点から、必要に応じて設置（一般負担）
需給調整	○一般ガス事業者が実施		○導管事業者が調整力を確保し、調整指令を実施

2① 第25回の本小委員会における議論の概要について

- また、第25回ガスシステム改革小委員会においては、新たな同時同量制度については、**注入計画と注入実績との差に係る精算の在り方等**が引き続き検討すべき論点とされたところ。

第25回ガスシステム改革小委員会資料 4 より抜粋

引き続き検討すべき論点

① 小売事業者の注入計画と注入実績との差に係る精算の在り方

- 小売事業者の注入計画は、導管ネットワーク全体のあるべき注入計画をベースとするものであることから、ガスの注入に当たっては、その厳格な履行が必要。これを担保するための精算の在り方をどうするか。

② 小売事業者の注入実績と払出実績との差に係る精算の在り方

- 小売事業者の注入実績と払出実績（需要実績）との差は、実際のガスの供給に係る過不足であることから、小売事業者は導管事業者との間において、これを精算する必要がある。この精算の在り方をどうするか。

③ 導管事業者が小売事業者に提示する注入計画の策定方法の透明性確保

- 新たな同時同量制度においては、導管事業者は、各小売事業者から提出された払出計画をもとに、各小売事業者に対してそれぞれのあるべき注入計画を提示することとなるが、導管事業者による注入計画の策定方法については、十分な透明性を確保することが重要である。これを確保するための仕組みをどうするか。

④ 払出計画の適正性を確保するための仕組み

- 払出計画は、導管事業者が導管ネットワーク全体のあるべき注入計画を策定する上でベースとなるものであることから、各小売事業者が作成する払出計画の適正性を確保するための仕組みをどうするか。

2① 第25回の本小委員会における議論の概要について

第25回ガスシステム改革小委員会資料 4 より抜粋

引き続き検討すべき論点

⑤小売事業者の供給の相手方である需要家の需要特性を踏まえた注入計画の可否

- 新たな同時同量制度においては、導管事業者は、各小売事業者から提出された払出計画をもとに、各小売事業者に対してそれぞれのあるべき注入計画を提示することとなるが、ある小売事業者の供給の相手方である需要家の需要特性が比較的フラットである場合、当該小売事業者はその需要家の需要特性にかかわらず、導管事業者から1時間当たりのガスの注入を求められることがある。
- このため、導管事業者が注入計画を策定するに当たっては、小売事業者の供給の相手方である需要家の需要特性を踏まえるか否かが論点となる。
- なお、この論点を検討するに当たっては、新たな同時同量制度の下においては、払出場所における通信設備を原則として設置しないこととなるため、各小売事業者の需要家の需要特性を適切に把握することができないなどといった点に留意が必要。

2① 第25回の本小委員会における議論の概要について

- また、第25回ガスシステム改革小委員会における主な御意見については、以下のとおりである。

第25回ガスシステム改革小委員会における主な御意見

委員の御意見

21ページ～22ページの論点のうちで、③、④、⑤をしっかりと設計する必要があると個人的には考えています。 まず、③は、どの程度の情報までを共有するような形にするのか、共有内用についてのルールを明確に定めなければならない反面、細かい時間帯（例えば分単位など）での管理などは現実には難しいと思われます。そうしますと、例えば1時間単位などで考えるとなると、図で想定しているような滑らかなカーブで分担するようなものとかかなり乖離したものになるのでは無いだろうかと思われます。 次に、④の払出計画の適正性に関しては、それぞれが正直に申告するのが一番損をしないような、制度をいかにして設計するのかという点が重要だと思います。 最後に、⑤の需要家の特性に関しては、通信設備等を設けないということを前提とすると、ここがなかなか難しいところだとは思いますが、例えばその多くが世帯向けという導管や、逆に多くが工場向けであるなど、個々の小売事業者の需要カーブの時間パターンが類似しているような場合には比較的把握しやすいと思われますが、異なる需要カーブを持つ小売事業者が混ざっているような状況では一般化は難しいのではという印象を持ちました。	福田委員
まず20ページの細かな設計のことになりますが、「ロードカーブ方式」そのものについては私も賛成いたします。 同時同量のアローワンスのことについてお伺いしたいんですけども、アローワンス0ということで、これは誤差0 m³ということになるんでしょうか。すなわちわずかでもずれたら高めのインバランス料金を発生させるという意味なのか。もしそうであるとして、新規参入者の方々は参入障壁と考えられないのかということを疑問に思いましたので、確認させていただきたいと思います。	草薙委員
今の22ページですけれども、新規参入を促進するという意味から、この限りの説明だと、⑥ですね、託送検討料というのは何か変な感じがしますので、基本的にはなくす方向で検討されるほうがいいんじゃないかと思います。 それが一点と、（中略）「ロードカーブ方式」でいくというのに対して、電力会社の人にはさらに需要特性を考えろという意見があるんじゃないかと思うので、それを聞きたいなと思って手を挙げました。	橘川委員
この「ロードカーブ託送方式」というのは、ガスの安定供給という面を考えると必要というか、非常にいいアイデアだなと思っているんですけども、22ページの⑤に書かれているように、料金を下げようすると小売事業者の方々がいかに設備を平準化して使っていくかというのは大きなポイントなのかなと思いますし、逆に、需要家からしてみると、電気と同じようにピークをカットして、より平準的に使うと料金が安くなるという、そういうメカニズムが成り立つと料金も安くなるというようなところがあるのかなと思っています。 その意味で言うと、「ロードカーブ方式」プラス何らかの制度をご提案していただけると、そういったメカニズムに乗ってくるのかなと思っていますので、ぜひまたご検討をよろしくお願いいたしますところでございます。	樋口委員

2① 第25回の本小委員会における議論の概要について

第25回ガスシステム改革小委員会における主な御意見

委員の御意見

事務局の提案は合理的だと思いますので、これを軸にすればいい。それから、①から⑥までも引き続き検討ということになっており、ここを詳細どうするのかということがとても重要になってくると思います（中略）。指令が恣意的にならないことを担保することもとても重要だし、インバランス料金が無体な高い料金になって参入阻止にならないということも重要。これらの重要な問題を、これから考えていくことになると思います。

⑤の需要特性を踏まえた注入計画ですが、まず、もし反映させるとすると正確に1時間ごとの需要量がわかっている需要家限定にならないとおかしい。ということは、メーターを相当大量につけることを関電は考えておられるのか。そういうことを考えた上で、再度詳細を詰めるときに考えていただきたい。どちらのコストが低いかを考えていただきたい。

それから、需要家に関して言えば、そもそもガスの場合にはピークカットはどれぐらい意味があるのか。電気に比べれば桁が小さいというか、電気だったら1時間違くと1000倍のオーダーで価値が違っても原理的にはあり得るけれども、ガスの場合には貯蔵機能がありますから、相対的にこの価値は小さい。しかし、それでもピークをあまり出さないようにしてフラットに使うことでネットワークの負荷を下げる効果はあると思います。

そのときに、注入計画で個々の事業者に割り当てるということをすると、この制度でやると相当複雑になる。そうではなくて、ネットワーク全体の負荷を下げるということなのだから、特定の種類の需要に対して、例えば託送量を1銭低くするかというような形で、直接、需要家に還元するやり方でも目的は達成できると思います。そのやり方が唯一のやり方だと言うつもりもないし、自明にベストだと言うつもりもないのですが、選択肢の一つとしては十分考えられる。⑤のようなことを考えてものすごく複雑にするよりは、類型化した特定の需要家に関して託送料を安くするほうが合理的。⑤の代替物としてそういうことを考えてもいいかと思います。

同時同量制度について、今回事務局の提案については基本的に合理的なものであり、賛成したいと考えております。その上で、引き続き検討すべき論点がいずれも重要なことも、そのとおりだと思いますが、まさに注入計画を適正に定めるその定め方について、③で指摘しているように透明性も確保して行うということが制度を支えることになるんだと思います。その観点から、⑤のところで可否が問われている需要家の需要特性を踏まえた計画はどうかということについて、一言申し上げたいと思います。

理屈の上では確かに需要家の特性を踏まえることの意義というものは理解できるところなんですけど、現実的にそれが可能なのかなという思いがあります。理屈の上では可能な話なんですけれども、現実としてきちっと各需要家の特性を踏まえた計画を立てるとするのはかなり緻密な作業になるし、それを適時に行う、日々行うということなんでしょうけれども、これは技術的なことなのかもしれませんが、それができるのかなというのが素朴な危惧を感じるところです。

この問題は精算のところにも多分関係が深いんだと思います。つまり、複雑な計画を立てれば立てるほど、それが実績とどう合っているか、合っていないかということも複雑になってきて、その精算の在り方も複雑になるというふうに、全て連動してくるような気がいたします。そういう意味で、理屈の上で合理性があるとは感じながらも、果たして実現可能なのかなということについて危惧を覚えるところでございます。

松村委員

深山委員

2① 第25回の本小委員会における議論の概要について

第25回ガスシステム改革小委員会における主な御意見

委員の御意見

まず1点目は、きょう関西電力様にご説明していただいた資料でございます、小売事業者AとBについてですが図のカーブを見ますと、小売事業者Aですと「ロードカーブ方式」が望ましく、小売事業者Bにとっては「プロファイリング方式」が望ましいというように思いました。とすれば、全ての小売事業者が納得するようなカーブというのは難しいのかもしれないということと、今のご説明を聞いていて感じた次第です。本日の議論において、二重導管規制における哲学という話もございましたが、何をもって公平とするのかという考え方を示さなければいけないのではないかと思います。私自身は「ロードカーブ方式」が公平のように思えますが、さらなる理論武装が必要ではないか思いますというのが1点目です。

2点目ですが、20ページ目の最後にございます需給調整のところですが、「調整力を確保し」という文言がございます。先ほど松村委員から「電気ほどは厳しくないレベルでの調整力が必要となるのでは」という主旨のご指摘があり、私もそのとおりと思いますが、何分経験したことがないことでありますので、実際の程度の調整力が必要なのかについて、単に頭で考えるだけではなくて、実際の事業活動をベースに考える必要があると思います。データがあれば良いのですが、別の形で結構ですので、もう少し示していただきたいなと思います。

それとともに、論点2ですが、山内委員長の方から「この整理でいいですね」というご発言があり、私もいいと思っておりますが、一点ございます。ガス協会様からもご指摘があった24ページの「ガス製造事業者」というのは一体どのような事業者になるのでしょうか。私の理解では、少なくとも今のガス事業法には「ガス製造事業者」という事業者はいないと思いますので、これをどう考えるのかは整理が必要かと思えます。ですが、重ねて申し上げますが、論点2の考え方についてはもちろん賛成です。

3点目ですが、託送についてです。22ページ目の⑥の託送検討の在り方においては金額についての記載はありますが、期間については触れていません。ただ、先ほどガス協会様から「今、2～3週間で実施している」というお話がありました。確かに従来の期間よりも短くなっているように思いますが、果たしてその2～3週間という期間が妥当なのかどうか。また、今後さらに短縮できるのかどうかという点についても検討する必要があるのではないのでしょうか。

それからもう一つ託送についてですが、従来、託送は大口需要家向けが対象でしたが、今後は全面自由化になり、小口需要家向けの託送という概念も出てまいります。こうした小口小売向けの託送料金についてどのように整理していくのか、この点についてもよろしくお願いいたします。

今回のパイプラインというのは非定常流ですから、いろいろなネットワークが込み入ったパイプラインを流れて行って、どこから出てどこから入るかというのもランダムになっていくわけで、最適解を考えるには、この中で新規参入者にも比較的公平な圧力というか、詰めるときに圧力の貯蔵能力を全てが公平に利用できるというのが、ひとつ重要なポイントになってきて、ネットワーク全体として誰かが制御しないと流量は一定に保てなくなります。

(次頁に続く)

引頭委員

柏木委員

2① 第25回の本小委員会における議論の概要について

第25回ガスシステム改革小委員会における主な御意見

委員の御意見

そういう意味では、全体のロードカーブがこういう形になってきて、それに対して皆さんがそろえて入れるというのが、ある意味ではネットワーク全体最適化の観点で、かつ、新規参入者の公平性を担保するという観点からは、比較的優れた、両者にそれぞれwin-winモデルになるんじゃないかという感じがするわけです。本来はそれぞれが同時同量でやっていく必要があるんだろうと思いますが、電力と違うところは、この圧力容器的な要素があるし、全体の非定常流をコントロールするわけですから、全体最適化という観点を重んじないとうまくコントロールができない。ということは、指令者が誰かいないとコントロールできないという形になってくると思います。

そういう意味では、事務局の「最終的にロードカーブの託送方式というのが、全ての利用者に公平性の担保がほかに比べて優れているんじゃないか」という意見に私は賛成したいと思います。

柏木委員

2① 第25回の本小委員会における議論の概要について

第25回ガスシステム改革小委員会における主な御意見

既存事業者の御意見

私どもガス事業者といたしましても、ご議論いただきました内容や新規参入者様のご要望も伺いながら、公平で中立性の高い同時同量制度を目指して、詳細検討に参加させていただきたいと考えております。その上で、先ほど電力会社様からご説明のございました考慮すべき項目に関しまして、私どもの課題認識などを簡単に述べさせていただきます。

まず、需要特性を踏まえた注入計画の策定に関するご要望につきましては、需要特性を踏まえたガスの注入ということから考えますと、大手ガス事業者のもう一つの提案でございました「プロファイリング方式」が有効な手段ということでもあります。これまで電力会社様が、例えば資料4の11ページの図のように、需要カーブといたしましては凹凸のある需要を前提に貯蔵機能の公平利用を求めてきたということを踏まえられまして、今回は貯蔵機能の公平利用の観点から「ロードカーブ方式」が事務局から提案されたものと考えております。

また、今回ご指摘のフラットに近い需要カーブの場合には、本来導管の貯蔵機能の活用のニーズは小さいということでございますので、従来の同時同量制度におきましても相当程度製造設備の有効活用は可能なものと考えます。

「ロードカーブ方式」での同時同量方式では、先ほどの事務局のご説明にもございましたし、松村先生のご質問にもございましたけれども、需要家場所での通信設備の設置が不要となるということでございますので、需要家場所におきます1時間ごとの払出量を計測しなくてもよいという制度でございます。このため、需要場所での払出量の変動をタイムリーに把握することができません。需要特性の反映には技術的な課題がございます。

いずれにいたしましても、注入計画の策定方法に関するご要望につきましては、技術的に計画策定が可能か、電力会社様以外の新規参入者様にとっても公平な制度となり得るかといった観点から、実現可能性の検討をお願いしたいと考えております。

次に、精算の在り方でございますけれども、注入実績と払出実績の差の精算につきましては、電気のインバランス料金の水準を検討される際に示されました価格の妥当性や透明性、インバランス抑制のインセンティブ、予見性の低さなどの観点を参考にご検討をお願いしたいと思います。

全面自由化後の調整力の供出主体の在り方でございますが、関連する論点としてご要望されました調整力の供出主体につきましては、事務局資料の24ページに記載されているとおり、現在の一般ガス事業者の製造部門のみでは安定供給を確保するための必要な調整能力を供出することが難しい場合も想定されるということでございますので、将来にわたって適用可能な制度とするためには、原則として全ての製造事業者などが公平に調整力供出の要請に応じていただくことが前提になると考えております。

最後でございますが、託送検討につきまして、先ほど電力会社様のほうから「現状1か月から3か月を要している」という説明がございましたけれども、大手3社では現在「平均で2～3週間程度」で回答しております。大手3社のホームページには託送検討に要した平均的な期間を公表しておりますので、改めてご確認をお願いしたいと思います。

日本ガス
協会

2① 第25回の本小委員会における議論の概要について

第25回ガスシステム改革小委員会における主な御意見

新規参入者の御意見

1点目ですけれども、小売事業者の獲得する需要特性を踏まえた注入計画を作成いただきたいということでございます。導管事業者がネットワーク全体の注入計画を作成し、各小売事業者に相似形で注入計画を配分する場合には、各小売事業者が獲得した需要の特性は全く反映されないことになります。その場合、導管の貯蔵機能による恩恵を全ての小売事業者が公平に享受するというにはならないのではないかと考えております。したがって、導管事業者が各小売事業者に注入計画を配分する際には、各小売事業者が獲得した需要の特性である需要カーブを踏まえた配分になるようにぜひお願いいたします。

2点目でございますが、裏面をご覧ください。注入計画と注入実績との差及び注入実績と払出実績との差に係る精算の在り方についてでございます。注入計画と注入実績との差の精算に当たりましては、精算料金を余りに高額にし過ぎますと、事業規模が小さい事業者の負担が過度に増加する恐れがございます。同時同量のインセンティブ確保と新規参入の促進という2つの目的を踏まえた上で、バランスの取れた内容にさせていただきようお願い申し上げます。

また、注入実績と払出実績との差の精算は、制度設計上不可避免的に発生するものでありますので、ペナルティ要素を加えずに、原価ベースで精算などといったことを含めて検討いただようお願いいたします。

3点目につきましては、託送検討の在り方についてでございます。託送検討につきましては、託送検討料といった費用負担の課題だけではなく、円滑なスイッチングという観点から、どのような場合でも需要家1件ごとに託送検討が必須となっている現行の仕組みを抜本的に見直していただきたいと考えております。

最後のポイントは同時同量に関連する論点で、小売全面自由化後の調整力の供出主体の在り方についてでございます。調整力の供出主体についての検討と併せて、導管事業者がネットワーク全体の需給調整を行う上で必要な調整量はどの程度になるのか、その調整量をどのような形で調達するのかについても検討が必要になると考えます。

さらに、導管事業者が小売・製造事業者側の設備を需給調整のために一部利用することに係るコストにつきましては、小売・製造側のコストとは分けて整理し、託送料金として織り込む必要が生じると思いますので、託送料金の抜本的な見直しが必要になると考えております。

本日のご説明では、「ロードカーブ方式」が、新規参入者も含めまして、導管の貯蔵機能を公平に活用できる仕組みとなっているかどうか不明でございますので、小売事業者に対しましてどのような義務が負われるかにつきまして、今後より具体的なご説明をお願いしたいと思います。

配付資料によりますと、小売事業者は、自社が獲得した需要カーブとは関係なく、導管事業者から提示された注入計画に合わせてガスを注入する義務を負うこと、さらに、導管事業者が策定した1時間単位の注入計画値を目指してガスを注入すること、同時同量のアローワンスを0とすることなど、新規の小売事業に参入する者にとっては厳しい運用義務を課される内容となっているような印象を受けます。

また、引き続き検討すべき論点といたしまして、小売事業者の注入計画と注入実績や、注入実績と払出実績との差に係る精算の在り方、注入計画の策定方法の透明性の確保、払出計画の適正性を確保するための仕組みが挙げられておりますが、新規参入者に過度な規制とならないよう、仕組みの検討をお願いしたいと思います。

関西電力

石油連盟

2② ガス小売事業者が遵守すべき注入計画の策定方法について

- ガス導管事業者が、ガス小売事業者が遵守すべき注入計画を策定するに当たっては、まず、製造設備が立地する場所等を勘案して、**それぞれの製造設備から払出可能なエリア（ガスが物理的に届くエリア）を設定した上で、それぞれのエリア毎のあるべき注入計画を策定することとなる。**
- また、ガス導管事業者が上記のプロセスで策定したそれぞれのエリア毎のあるべき注入計画を各ガス小売事業者に割り当てるに当たっては、**各ガス小売事業者（注1）がガス導管事業者に対して提出する払出計画の日量比で按分（注2）することにより、各ガス小売事業者が遵守すべき注入計画を策定することとしてはどうか。**

（注1）ガス導管事業者に対して払出計画を提出すべき主体には、現在の一般ガス事業者の小売部門も含まれる。

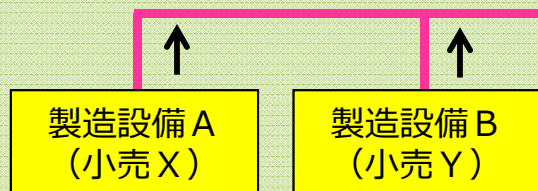
（注2）新たな同時同量制度の下では、原則として、払出地点の通信設備が不要となるため、払出計画の1時間単位の割合で按分するのではなく、その日量比で按分することとする。

注入計画策定の具体的なイメージ

- ガス導管事業者は、各製造設備から払出可能なエリアを設定した上で、それぞれのエリアの過去トレンド等をもとに、エリア毎のあるべき注入計画を策定。
- 次に、このエリア毎のあるべき注入計画を、当該エリアにおけるガス小売事業者の払出計画の日量比で按分することにより（例えば、以下の例においては3：2）、各ガス小売事業者が遵守すべき注入計画を策定。

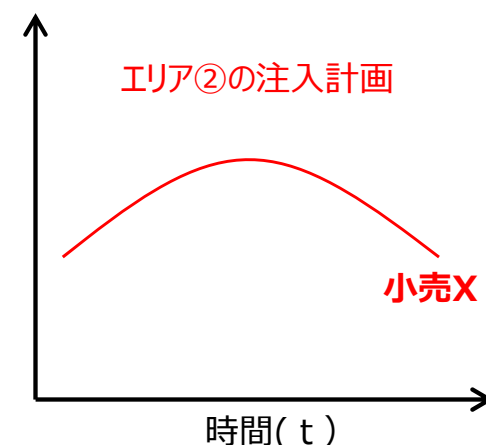
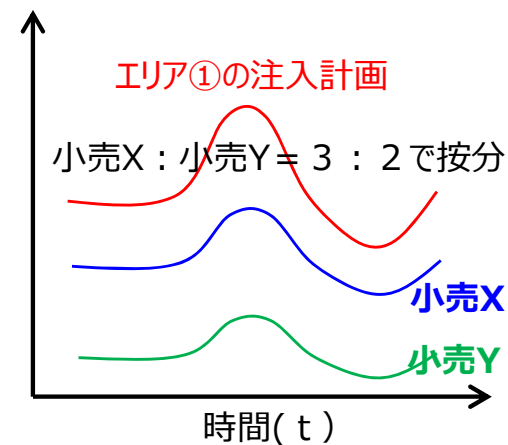
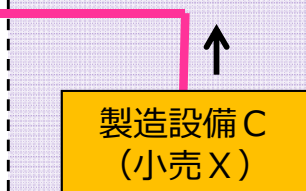
製造設備A・Bからの払出可能エリア (エリア①)

小売Xの払出日量：300m³/日
小売Yの払出日量：200m³/日



製造設備Cからの払出可能エリア (エリア②)

小売Xの払出日量：600m³/日



2② ガス小売事業者が遵守すべき注入計画の策定方法について

- 例えば、以下の図のように、ガス導管事業者の供給区域内において製造設備 A・B からの払出可能エリア（エリア①）に、ガス小売事業者 X（現在の一般ガス事業者を想定）の需要が300、ガス小売事業者 Y（新規参入者を想定）の需要が200存在し、製造設備 C からの払出可能エリア（エリア②）に、ガス小売事業者 X の需要が500、ガス小売事業者 Y の需要が100存在する場合を想定。
- このケースの場合、エリア②にはガス小売事業者 Y の需要が存在するにもかかわらず、その製造設備 B からは当該需要にガスが届かないため、ガス小売事業者 X は、その製造設備 C からの払出量を増加させるとともに、製造設備 A からの払出量を減少させることにより、製造設備 B から払い出されたガスが、エリア②のガス小売事業者 Y の需要に供給されたと擬制することがあり、こうした行為は「振替供給」と呼ばれている。
- こうした場合に、ガス導管事業者が、ガス小売事業者が遵守すべき注入計画を策定するに当たっては、まず、それぞれの製造設備から払出可能なエリアを設定した上で、それぞれのエリア毎のあるべき注入計画を策定し、この注入計画を、各ガス小売事業者がガス導管事業者に対して提出する払出計画の日量に加え、振替供給が必要となるガス量を勘案することにより、各ガス小売事業者が遵守すべき注入計画を策定することとなる。

注入計画策定の具体的なイメージ

○ガス導管事業者は、各製造設備から払出可能なエリアを設定した上で、それぞれのエリアの過去トレンド等をもとに、エリア毎のあるべき注入計画を策定。

○次に、このエリア毎のあるべき注入計画を、当該エリアにおけるガス小売事業者の払出計画の日量に加え、振替供給が必要となるガス量を勘案することにより（例えば、以下の例においては 2 : 3）、各ガス小売事業者が遵守すべき注入計画を策定。

製造設備 A・B からの払出可能エリア (エリア①)

小売 X の払出日量：300m³/日
小売 Y の払出日量：200m³/日
200(300 - 100) 300(200 + 100)

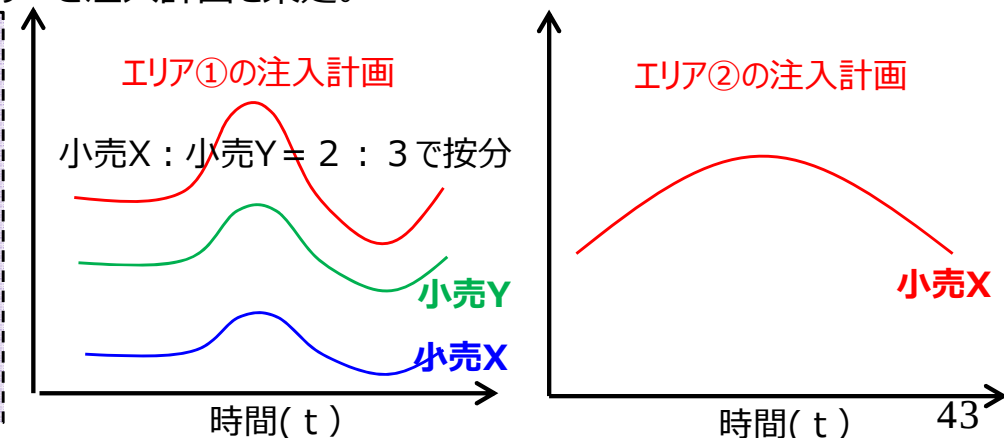
製造設備 C からの払出可能エリア (エリア②)

小売 X の払出日量：500m³/日
小売 Y の払出日量：100m³/日
600(500 + 100)

製造設備 A
(小売 X)

製造設備 B
(小売 Y)

製造設備 C
(小売 X)



2③ 振替供給について

<総論>

- 電気と異なり、ガスはその物理的特性から届く範囲には限界があるところ、**ガス小売事業者がその事業を営むに当たっては、自らの需要を満たすための十分な製造設備を、その需要にガスを届けることができる適当な場所に設置することが原則である。**
- 他方、このような製造設備の建設を新規参入者に対しても厳格に求めることとした場合、**ガス小売事業者間の活発な競争を阻害するおそれがあることから、ガス導管事業者の供給区域内の異なるエリアに複数の製造設備を有するガス小売事業者 X（現在の一般ガス事業者を想定）による振替供給という行為は小売全面自由化後も引き続き必要。**
- また、**ガス事業法上、ガス導管事業者には託送供給義務が課せられていることから、エリア①にのみ製造設備を有するガス小売事業者 Y から、エリア②の需要家に対してガスを供給したい旨の依頼がガス導管事業者に対してあった場合には、当該ガス導管事業者は、ガス小売事業者 X に対して振替供給を行うべき旨の指示を行うこと（振替供給を踏まえた注入計画を割り当てること）により、託送供給を実現する必要がある。**（注 1）

（注 1）ガス導管事業者が行う託送供給は、ガス小売事業者 X が有する製造設備の余力の範囲内で行われることから、この余力の範囲を超える託送供給の依頼がガス小売事業者 Y からあった場合には、託送供給義務が履行できないことがあり得る。ただし、ガス小売事業者 X が行う振替供給は、ガス導管事業者が託送供給義務を履行するために不可欠なものであることから、ガス導管事業者からガス小売事業者 X に対して振替供給に係る依頼があった場合には、ガス小売事業者 X は、その事業遂行に支障を及ぼさない範囲内において、これに応じることを求めることとする。（ガイドライン等において担保）

<振替供給に係るコストの考え方について>

- **ガス導管事業者が、上記の方法により託送供給を実現するに当たっては一定のコストが発生するところ（コストの考え方については次頁参照）、上記の振替供給はガス小売事業者 Y のためになされるものであり、原因者を特定することが可能であることから、当該コストについては特定負担として整理し、ガス小売事業者 Y に対してのみ負担を求めるという考え方もあり得る。**
- 他方、小売全面自由化後はガス小売事業者間の活発な競争が一層求められるところ、仮に上記のような整理とした場合、**新規参入者の競争条件を著しく悪化させることとなる。**
- このため、**小売全面自由化後、当分の間、振替供給に係るコストについては一般負担として整理することとし、当該コスト負担の考え方については、今後、新規参入者の製造設備の形成状況や、一般負担として整理したことが、ガス小売事業者間の競争関係を過度に歪めていないかといった視点などを踏まえて、改めて検討することとしてはどうか。**（注 2）

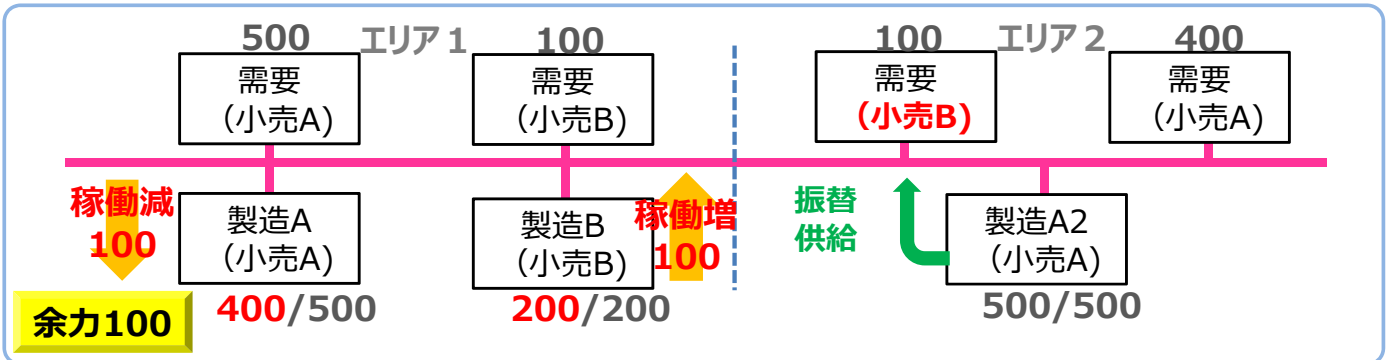
（注 2）改正ガス事業法においては、小売全面自由化後には様々な検証を実施していく旨が規定されていることから、上記の論点についても併せて検証することを想定。

2③ 振替供給について

振替供給に係るコストのイメージ

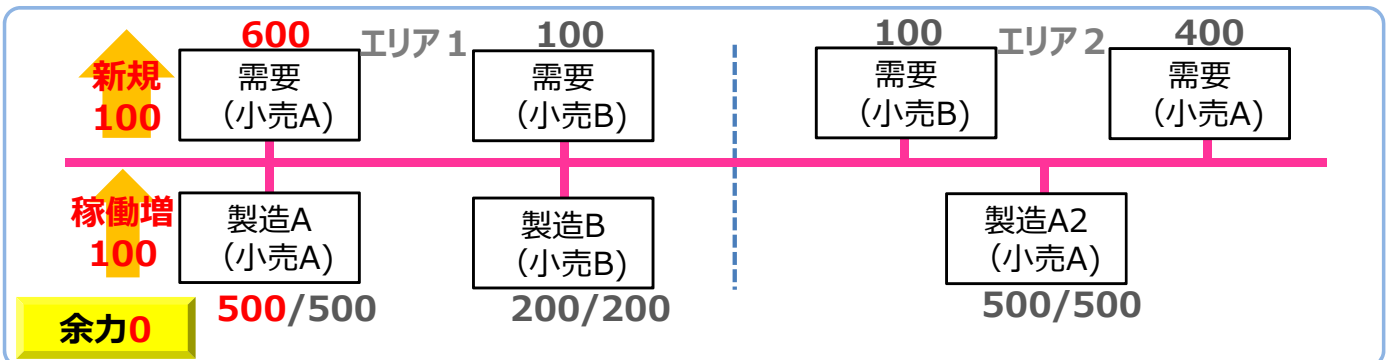
【STEP 1】

エリア2において、需要100が小売A→小売Bにスイッチ。小売Bは製造Bの稼働を100増加させる一方、小売Aは製造Aの稼働を減少させるとともに、製造A2から振替供給。



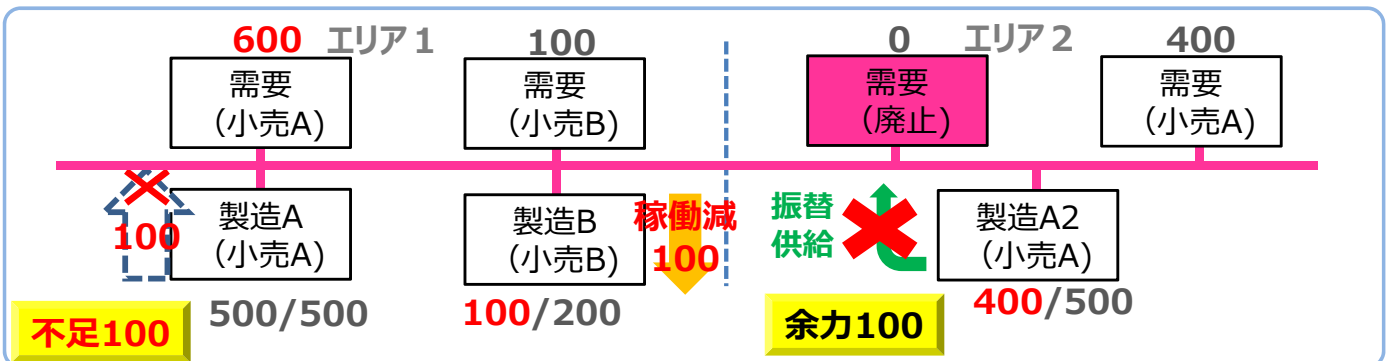
【STEP 2】

エリア1において、小売Aが新規需要100を獲得。小売Aが製造Aの稼働を100増加させた結果、製造Aの余力は0となる。(小売Aは全エリアで余力0となる。)



【STEP 3】

エリア2において、小売Bの需要100が廃止。その結果、小売Bが製造Bの稼働を100減少。小売Aがエリア1における安定供給を確保するためには、製造Aの稼働を100増加させる必要があるが、製造Aには余力がない。(エリア2の製造A2の余力は、エリア1では活用できない。)



- これは、STEP 2において、小売Aが製造Aの稼働を100増加させたことに起因するものであり、導管事業者はエリア全体の安定供給を確保する必要があるところ、これを実現するためには、小売Aに対して、製造Aの余力を100空けておくよう指示する必要がある。
- その結果、小売Aは製造Aの余力100を、小売事業のために活用することができないことから、導管事業者は、小売Aに対して、製造Aの余力100を、当該導管事業者が確保することに伴う費用（余力100の固定費相当分）を支払うこととなる。
- また、具体的な費用については、52頁の調整力コストを必要調整力で除したもの（製造単価）に、原価算定期間内において、振替供給を行うために確保すべき製造能力（上記の例で言えば100）を乗じたものである。

2④ 本日御議論いただきたい論点について

- 第25回ガスシステム改革小委員会においては、**ガス小売事業者の注入計画と注入実績との差に係る精算の在り方**などが継続論点として整理されたところ、本日御議論いただきたい論点は以下のとおり。

本日御議論いただきたい論点

①小売事業者の注入計画と注入実績との差に係る精算の在り方

- 小売事業者の注入計画は、導管ネットワーク全体のあるべき注入計画をベースとするものであることから、ガスの注入に当たっては、その厳格な履行が必要。これを担保するための精算の在り方をどうするか。

②導管事業者が製造事業者等に対して行う調整指令に係る指示量とその注入実績との差に係る精算の在り方

- 導管事業者が行う調整指令は、ガスの安定供給を確保するために行うものであることから、製造事業者等がガスを注入するに当たっては、この調整指令に従ってガスを注入することが必要。これを担保するための精算の在り方をどうするか。

③小売事業者の注入実績と払出実績との差に係る精算の在り方

- 小売事業者の注入実績と払出実績（需要実績）との差は、実際のガスの供給に係る過不足であることから、小売事業者は導管事業者との間において、これを精算する必要がある。この精算の在り方をどうするか。

④払出計画の適正性を確保するための仕組み

- 各小売事業者が策定する払出計画は、導管事業者が、各小売事業者が遵守すべき注入計画を策定するに当たってベースとなるものであり、導管事業者は、各小売事業者の払出計画の日量比で各小売事業者が遵守すべき注入計画を策定することとなる。
- このため、仮にある小売事業者がその払出計画を実際の払出想定（需要想定）に沿わない形で恣意的に策定した場合、他の小売事業者が遵守すべき注入計画にも大きな影響を及ぼすことがあるため、小売事業者が策定する払出計画については、その適正性を確保する必要がある。これを担保するための仕組みをどうするか。

	注入側		払出側
計画	注入計画量	調整指令量	払出計画量
実績	注入実績量	払出実績量	払出実績量

図表は、ガスの注入と払出の計画と実績の関係を示しています。注入側には「注入計画量」と「注入実績量」があり、その差は「A」で示されています。調整指令量は「B」で示されています。払出側には「払出計画量」と「払出実績量」があり、その差は「D」で示されています。また、注入実績量と払出実績量の差は「C」で示されています。

2⑤ 注入計画と注入実績との差に係る精算の在り方等について（A関係）

<アローワンスについて>

- 第25回ガスシステム改革小委員会においては、各ガス小売事業者が遵守すべき注入計画は、導管ネットワーク全体のあるべき注入計画をベースとするものであることから、各ガス小売事業者はこれを厳格に遵守する必要があるとの考え方の下、アローワンスをゼロとする考え方もあり得る旨を提示したところ。
- 他方、製造設備からガスを注入するに当たっては、**機械的制御の限界等**といった理由により、**注入計画と注入実績には5%程度のズレが生じることがある**ため、**±5%のアローワンスを設定することとし、このアローワンスを超過した場合にのみ、注入計画と注入実績との差について精算すること**としてはどうか。

<精算額について>

- 例えば、注入計画に対して注入実績が少なかった場合には、**ガス導管事業者は、ガス製造事業者等に対して調整指令を行うことによってガスの安定供給を確保**することとなる。このため、このような場合には、**調整力の確保に必要となる費用（単価）に、注入計画と注入実績との差（乖離量）を乗ずることによって、ペナルティーとしての精算額を決定**することとしてはどうか。（注1）（注2）

<調整指令がなされた場合の精算の在り方等について>

- **ガス導管事業者がガス製造事業者等に対して調整指令を行った場合**においても、製造設備に機械的制御の限界等の制約が存在するといった点は同じであることから、**±5%のアローワンスを設定することとするなど、精算額に係る考え方を含め、上記と同様の考え方**を採用することとしてはどうか。（注3）

（注1）調整力の確保に必要となる費用の考え方については、51,52頁参照。

（注2）例えば、注入計画に比して注入実績が多かった場合、ガス導管事業者は調整指令を発動することによって追加的な調整力を調達することはないが、仮に、このような場合の精算単価を調整力の確保に必要となる費用（単価）よりも安価なものとした場合、ガス小売事業者は常にガスを多めに注入することが想定されるなど、安定供給確保の観点からは適当ではない。このため、精算単価については、こうした場合においても同様とする。

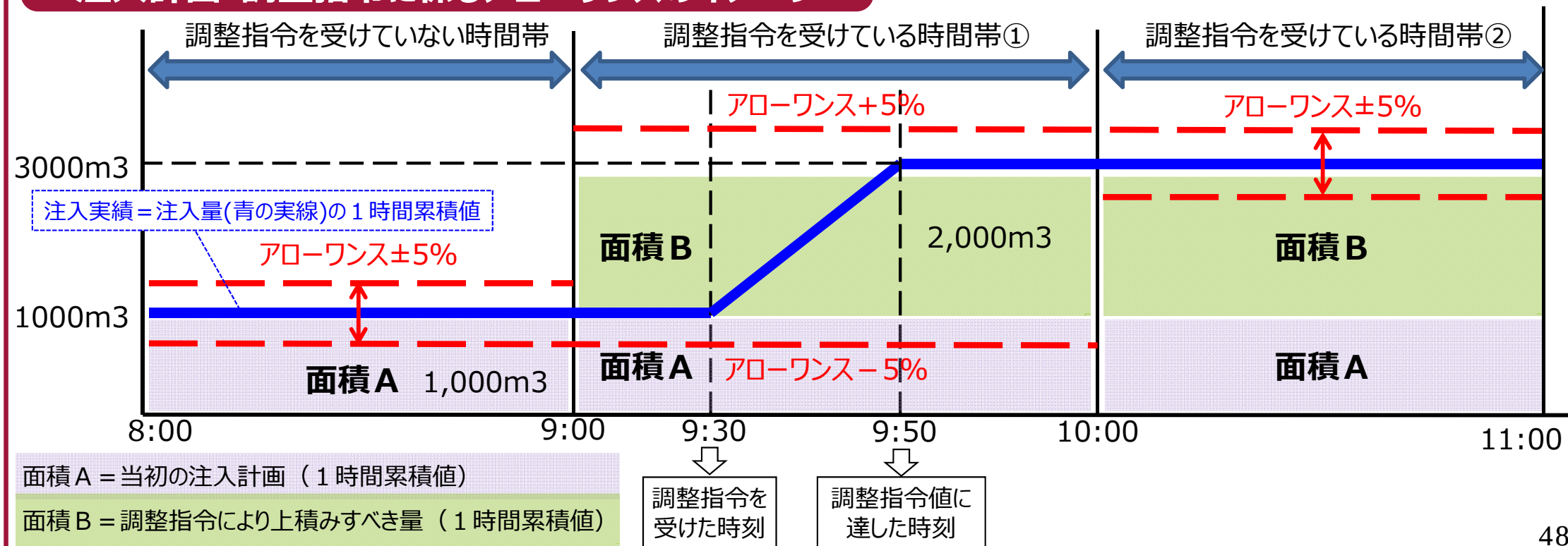
（注3）ガス導管事業者がガス製造事業者等に対して調整指令を発動する場合には、①調整後の注入量と、②その注入量に達すべき時刻を指示することとなるが、調整指令を受けている時間帯においては、そのズレが、ガス小売事業者が遵守すべき注入計画との差によるものなのか、調整指令との差によるものなのかが判別できない。このため、この時間帯においては、ガス小売事業者が遵守すべき注入計画と注入実績には差はなかったものと整理することとし、調整指令との差に係る精算については、ガス製造事業者等にこれを行わせることとする。

2⑤ 注入計画と注入実績との差に係る精算の在り方等について（A・B関係）

- 注入計画と注入実績との差に係る精算等の具体的なイメージは以下のとおり。

	精算主体	注入計画・調整指令と注入実績の差異	ペナルティ
調整指令を受けていない時間帯	小売 X	面積A×(100－5)%＜注入実績＜面積A×(100＋5)%	ペナルティなし
		面積A×(100－5)%＞注入実績、面積A×(100＋5)%＜注入実績	ペナルティあり
調整指令を受けている時間帯①	製造 X	面積A×(100－5)%＜注入実績＜(面積A＋面積B)×(100＋5)%	ペナルティなし
		面積A×(100－5)%＞注入実績、(面積A＋面積B)×(100＋5)%＜注入実績	ペナルティあり
調整指令を受けている時間帯②	製造 X	(面積A＋面積B)×(100－5)%＜注入実績＜(面積A＋面積B)×(100＋5)%	ペナルティなし
		(面積A＋B)×(100－5)%＞注入実績、(面積A＋面積B)×(100＋5)%＜注入実績	ペナルティあり

注入計画・調整指令に係るアロワンスのイメージ



2⑥ 調整力について（B関係）

- 前述のとおり、注入計画に対して注入実績が少ないなどの場合には、**ガス導管事業者は、ガス製造事業者等に対して調整指令を行うことによってガスの安定供給を確保することとなる。**
- この点、**ガス導管事業者が必要な調整力を賄うために託送料金原価に算入すべき費用の考え方が論点**となるが、第26回・第27回の本小委員会においては、新たな同時同量制度を導入することを踏まえ、**託送料金原価から圧送原価を控除する一方、需給調整に係る費用を新たに託送料金原価に算入することと整理したところ。**

第26回ガスシステム改革小委員会資料4より抜粋

② 安定供給維持のための需給調整に係る費用について

- 一般ガス導管事業者は、ガスの安定的な供給を確保するため、引き続き、必要な需給調整や圧力調整を行う必要があることから、これらに係る費用については、一般ガス導管事業に係る総原価に含める必要がある。

第27回ガスシステム改革小委員会資料6より抜粋

① 圧送原価を託送供給料金原価から控除する

- 現在、一般ガス事業者の託送供給料金原価の中には、導管ネットワーク全体の圧力調整を行うための費用である圧送原価が含まれているところであるが、新たな同時同量制度の下では、現在の一般ガス事業者のみならず、新規参入者も導管ネットワーク全体のありべき注入計画を目指してガスを注入することになることから、新規参入者も圧力調整の一翼を担うこととなる。
- このため、現在の一般ガス事業者の製造部門に係る圧送原価のみを、その託送供給料金原価に含める合理性に乏しいことから、今後はこれを控除することとする一方、需給調整に係る費用を新たに託送供給料金原価に算入することとする。

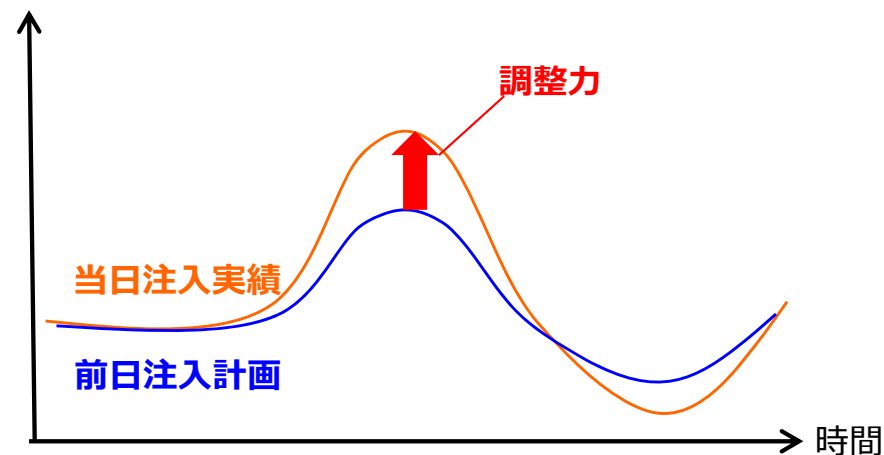
2⑥ 調整力について（B関係）

- ガス導管事業者が確保すべき調整力（以下「必要調整力」という。）とは、**需要のピーク期に、前日計画に比して想定以上に需要が伸びた場合においても、当該需要を満たすために、ガス導管事業者が製造事業者等から調達する供給力**である。
- この点、必要調整力に係る費用を算定するに当たっては、**必要調整力（量）に製造コスト（単価）を乗ずることによって当該費用を求めることが可能**であるところ、まず、**必要調整力（量）**については、「**原価算定期間中の年間最大3日平均の時ガス**」に「**調整率**」を乗ずることによって求めることとしたい。（注）
- また、低廉な託送料金を実現するという観点からは、調整率を過大に見積もることは適当ではないところ、**LNG基地を保有する一般ガス事業者のうち、調整率が最も低い一般ガス事業者の調整率は7.5%**であることから、託送料金の事前認可申請時には、この値を採用することとしたい。

（注）時ガスとは、1時間当たりの注入量。必要調整力を算出するに当たっては、年間最大時ガスの異常値を排除する観点から、「年間最大3日平均の時ガス」を採用することとする。これは、電気の調整力の考え方においては、「年間最大3日平均電力」が採用されていることとも整合的である。また、「調整率」とは、年間最大3日平均の時ガスに対する調整指令量（前日の注入計画とのズレ）。

調整力のイメージ

時間当たりのガス量



○調整率が最も低い一般ガス事業者 A の調整率

①調整指令実績 (年間最大3日平均)	②注入実績 (年間最大3日平均)	③注入計画 (②－①)	④調整率 (①÷②)
129	1,725	1,596	7.5%

（注）平成22年度～平成26年度の5年度間の最大。

○必要調整力の算定式

$$\begin{aligned} &\text{必要調整力 (m}^3\text{/h)} \\ &= \text{原価算定期間中の年間最大3日平均の時ガス (m}^3\text{/h)} \times 7.5\% \end{aligned}$$

2⑥ 調整力について（B関係）

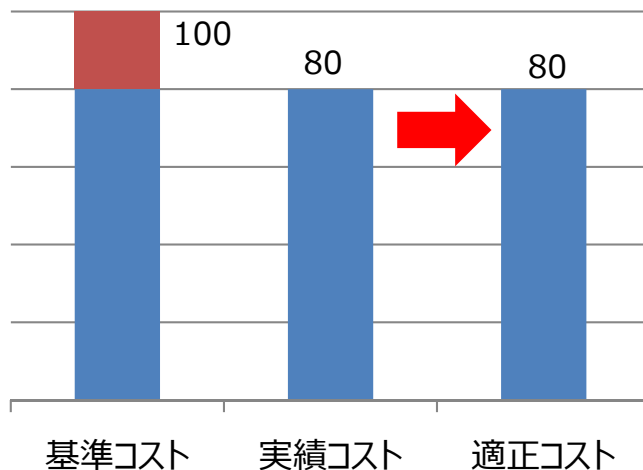
- 次に、製造コスト（単価）については、現在の一般ガス事業者は、ガス事業法の規定に基づいて「営業費明細表」を作成しているところ、この明細表においては、年度ごとの製造費（製造部門にかかった費用）、供給販売費（導管・小売部門にかかった費用）、一般管理費が記載されているところである。
- この点、①製造費から原材料費を控除した額に、②一般管理費の一部を加えた費用（注1）を、③供給計画から求められる1時間当たりのガスの製造能力（気化能力）（m³/h）で除することにより、④1時間当たりのガスの製造能力に係る製造コストを求めることが可能となる。
- そこで、託送料金審査との整合性を確保する観点から、まず、LNG基地を保有する一般ガス事業者について、上記④の費用に係る各事業者の直近3年間平均を当該事業者の「実績単価」とし、また、統計的手法（回帰分析）を用いて上記④の費用に係る各事業者の「基準単価」（他の事業者との比較により、妥当とされる当該事業者の単価）を算出することとしたい。（注2）
- 次に、この「実績単価」と「基準単価」をもとに、託送料金審査において用いることとした以下の適正コストの考え方と同様の考え方に基づき、当該事業者に係る「適正単価」を求めることとしたい。（次頁に続く）

（注1）一般管理費については、製造部門に係るもの（製造費と供給販売費の比率で按分したもの）のみを加える。また、①②の合計値を計算するに当たっては、前回の本小委員会において託送料金原価に含めないこととされた寄付金、団体費、交際費等の費用を控除することとする。

（注2）回帰式については、引き続き事務局において技術的な検討を行う。

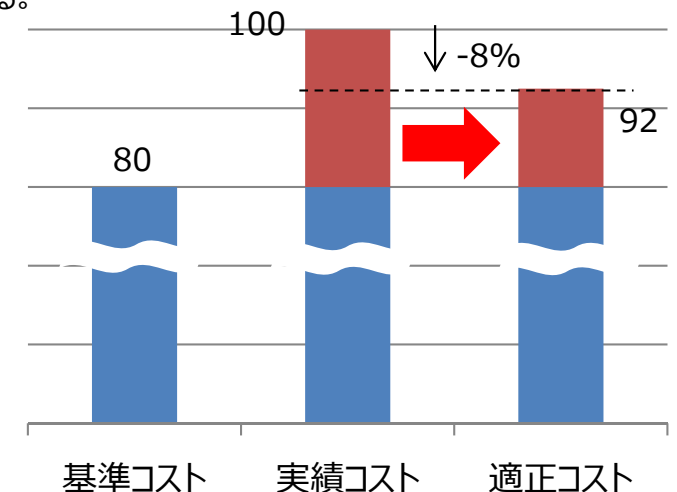
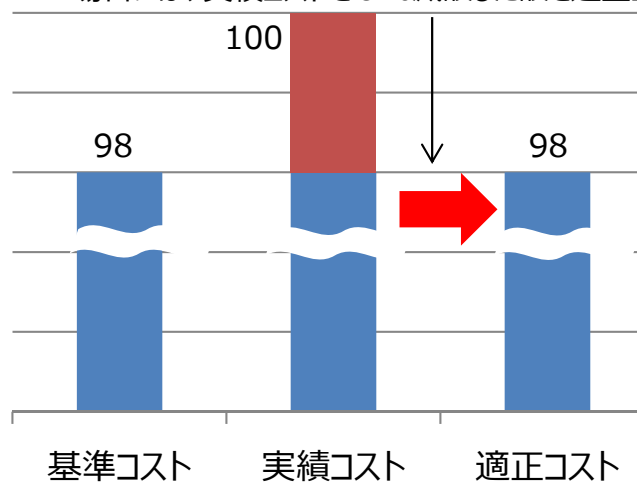
適正コストの考え方

【基準コストが実績コストを上回る場合】
→実績コストを適正コストとする。



【基準コストが実績コストを下回る場合】

→基準コストが実績コストの-8%未満の場合には、基準コストを適正コストとする。基準コストが実績コストの-8%超の場合には、実績コストを8%減額した額を適正コストとする。



2⑥ 調整力について（B関係）

- また、前頁で求めた「適正単価」に、前々頁で求めた「必要調整力」を乗ずることにより、当該事業者の「適正コスト」を求めることが可能となるが、この「適正コスト」には、事業報酬額に相当する額が含まれていない。
- このため、貸借対照表における製造設備に係る有形固定資産（直近5年度間平均）のうちの必要調整力に係るものに、事業報酬率を乗ずることによって事業報酬額を求めることとし、上記で求めた「適正コスト」にこの額（法人税等相当額を含む。）を加えることにより、調整力確保のために必要な費用（調整力コスト）を算出することとする。

2⑦ 注入実績と払出実績との差に係る精算の在り方等について（C関係）

- 例えば、X月におけるガス小売事業者の注入実績と払出実績との差は、検針の時期を踏まえると、X+ 1 月に明らかとなることから、これらの差の精算については、X + 2 月にこれを行うこととなる。
- この点、これらの差を金銭で精算する場合には、X+ 2 月の平均的なLNG輸入価格（全日本CIF価格）によって精算することが考えられるが、仮にこれを採用することとした場合、ガス小売事業者の自己のLNG調達価格と全日本CIF価格との値差を活用した以下のような弊害が想定されることから適当ではない。

<想定される弊害>

X月のLNG調達価格（スポット価格）が10円/m³であり、直近の原油価格の動向から、X+ 2 月の全日本CIF価格が10円/m³よりも上昇する（例えば、20円/m³）ことが予測された場合、X月にスポット調達を実施した上で過剰な注入を行い、X月の払出実績よりも超過する量については、X+ 2 月に20円/m³で精算することにより利ざやを確保。

- このため、X月のガス小売事業者の注入実績と払出実績との差については、X+ 2 月の注入計画に繰り越して精算することを原則としてはどうか（数量繰越精算）。
- 他方、X月の注入量が大きく不足したために、X+ 2 月に追加的に注入すべき繰越量が過大となった場合には、X+ 2 月に必要な注入量を製造するための製造設備の容量が不足するケースも想定されるところ、現在の一般ガス事業者に比して、新規参入者は必ずしも十分な製造設備を保有していない可能性があることを踏まえれば、**全量数量繰越精算**とすることは必ずしも適当ではない。
- このため、上記のような事態を回避するため、**注入実績と払出実績との差がX月の注入実績の± 5 %を超える部分に限っては、この超過量・不足量については金銭で精算を行うこととしてはどうか。**（注1）

（注1）関係するガス小売事業者は、ガス導管事業者との間で実費相当で精算を行うこととする。

2⑦ 注入実績と払出実績との差に係る精算の在り方等について（C・D関係）

- さらに、前述のとおり、ガス小売事業者が策定する払出計画は、他のガス小売事業者が遵守すべき注入計画にも影響を与えることから、**払出計画の適正性の確保策を、上記の精算スキームに盛り込むこととする。**
- 具体的には、**ガス小売事業者が策定する払出計画の月合計と払出実績の月合計との差が±5%を超える場合には、適切な払出計画を策定していないと評価することとして、当該ガス小売事業者が上記の精算スキームにおいて、超過量・不足量について金銭精算を行うに当たっては、ペナルティ的要素を加味してこれを行うこととしてはどうか。**（注2）
- 具体的には、**ペナルティ的要素を検討するに当たっては、X月に恣意的に過剰注入や過小注入を行った者が、X+2月に利ざやを確保することを回避する必要があるところ、過去5年間（2011年1月～2015年11月）の財務省貿易統計を用いて、X月のスポット価格とX+2月の全日本CIF価格との価格差を確認したところ、最大1.25倍、最小0.70倍であった。**
- **このため、適切な払出計画を策定していないガス小売事業者が上記の精算を行うに当たっては、「X+2月の全日本CIF価格±30%+製造コスト」を単価として精算を行うこととしてはどうか。**（注3）（注4）

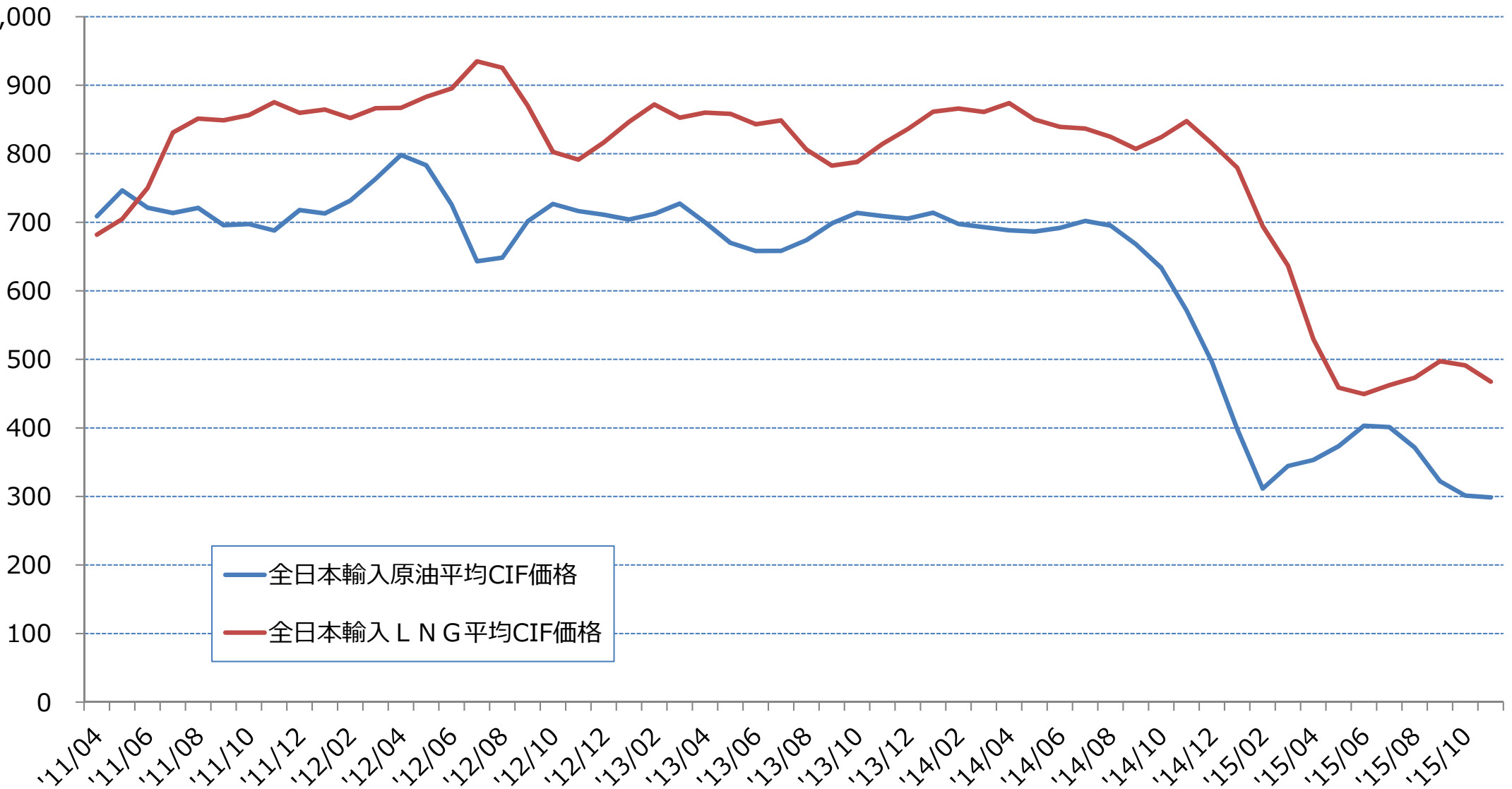
（注2）大手3社が年初に作成する年度販売計画と当該年度の販売量実績とでは、計画と実績との差異は±5%以内であることから、ガス小売事業者が日々作成する払出計画に±5%程度の適正性を求めることは妥当であるものと考えられる。

（注3）「製造コスト」とは、52頁の調整力コストを必要調整力で除したもの（製造単価）に、原価算定期間内における当該一般ガス事業者の製造能力（気化能力）を乗じたものを、原価算定期間内における当該一般ガス事業者のガスの製造量で除したものを単価として、これに精算の対象となるガスの量を乗ずることによって求めることができる。

（注4）仮に、適切な払出計画を策定しなかった小売Xが注入過小であった場合、小売Xは-5%を超過した量の精算について、「全日本CIF価格×130%+製造コスト」を単価とした金銭を、導管事業者に対して支払うこととなる。この点、適切な払出計画を策定した小売Yについては、小売Xの影響を受けて注入過大となった量の精算について、導管事業者から上記の「全日本CIF価格×130%+製造コスト」を単価とした金銭を受領させることも考えられるが、小売Yが全日本CIF価格×130%よりも安くLNGを調達していた場合には、当該精算により利益を得て、競争上の地位が高まることも想定される。このため、小売Yについては、導管事業者から実費相当を受領させることとしたい。

(参考) LNG価格と原油価格の推移

(ドル/t,kl)



2⑦ 注入実績と払出実績との差に係る精算の在り方等について（C・D関係）

ケース	注入実績と 払出実績との差 (当月における比較)	払出計画と 払出実績との差 (当月における比較)	注入実績と払出実績との差に係る精算			
			±5%分の精算	±5%超過分の精算		
1	全小売事業者が ±5%以内	—	数量繰越 (X+2月に)	—		
2	特定の小売事業者 が±5%を超過	全小売事業者が ±5%以内	数量繰越 (X+2月に)	➤ 「実費相当」で金銭精算(ペナルティー的要素なし)		
3		全小売事業者が ±5%を超過	数量繰越 (X+2月に)	➤ 以下の考え方に基づいて金銭精算（ペナルティー的要素あり） ①払出計画と払出実績との差が最も大きい小売事業者を「起因者」とする。		
				<table><tr><th>②起因者が注入過少の場合</th><th>②'起因者が注入過大の場合</th></tr><tr><td>・起因者は導管事業者に対して、「X + 2月のCIF価格 ×130%+製造コスト」を支払う。 ・導管事業者は他の小売事業者 (起因者の影響を受けて注入過大)に対して、実費相当を支払う。</td><td>・導管事業者は起因者に対して、「X + 2月のCIF価格×70%+製造 コスト」を支払う。 ・他の小売事業者(起因者の影響を 受けて注入過少)は導管事業者に 対して、実費相当を支払う。</td></tr></table>	②起因者が注入過少の場合	②'起因者が注入過大の場合
②起因者が注入過少の場合		②'起因者が注入過大の場合				
・起因者は導管事業者に対して、「X + 2月のCIF価格 ×130%+製造コスト」を支払う。 ・導管事業者は他の小売事業者 (起因者の影響を受けて注入過大)に対して、 実費相当 を支払う。	・導管事業者は起因者に対して、「X + 2月のCIF価格×70%+製造 コスト」を支払う。 ・他の小売事業者(起因者の影響を 受けて注入過少)は導管事業者に 対して、 実費相当 を支払う。					
4	特定の小売事業 者が±5%を超 過	数量繰越 (X+2月に)	➤ 以下の考え方に基づいて金銭精算（ペナルティー的要素あり） ①払出計画と払出実績との差が±5%を超過する小売事業者を「起因 者」とする。			
			<table><tr><th>②起因者が注入過少の場合</th><th>②'起因者が注入過大の場合</th></tr><tr><td>・起因者は導管事業者に対して、「X + 2月のCIF価格 ×130%+製造コスト」を支払う。 ・導管事業者は他の小売事業者 (起因者の影響を受けて注入過大) に対して、実費相当を支払う。</td><td>・導管事業者は起因者に対して、「X + 2月のCIF価格×70%+製造 コスト」を支払う。 ・他の小売事業者(起因者の影響を 受けて注入過少)は導管事業者に 対して、実費相当を支払う。</td></tr></table>	②起因者が注入過少の場合	②'起因者が注入過大の場合	・起因者は導管事業者に対して、「X + 2月のCIF価格 ×130%+製造コスト」を支払う。 ・導管事業者は他の小売事業者 (起因者の影響を受けて注入過大) に対して、 実費相当 を支払う。
②起因者が注入過少の場合	②'起因者が注入過大の場合					
・起因者は導管事業者に対して、「X + 2月のCIF価格 ×130%+製造コスト」を支払う。 ・導管事業者は他の小売事業者 (起因者の影響を受けて注入過大) に対して、 実費相当 を支払う。	・導管事業者は起因者に対して、「X + 2月のCIF価格×70%+製造 コスト」を支払う。 ・他の小売事業者(起因者の影響を 受けて注入過少)は導管事業者に 対して、 実費相当 を支払う。					

(参考) ケース1の具体例

<ケース1>

小売X、小売Yの注入実績と払出実績との差（⑤）が、それぞれ当月注入実績（③）の±5%以内（太枠部分）。

➡ 注入実績と払出実績との差（⑤）の全てを、X+2月に数量繰越。

精算のイメージ

		小売X	小売Y	合計	ポイント
X月	①払出計画量(正しい想定)	1,000	9,000	10,000	本来正しい想定は①だが、小売Yは①'を提出
	①'払出計画量(一部誤った想定)	1,000	9,450	10,450	小売Yは、+5%の払出計画量を提出
	②注入計画量(導管策定)	957	9,043	10,000	導管策定の注入計画総量を、小売提出の払出計画量比で按分
	③注入実績量	957	9,043	10,000	
	④払出実績量 ※下段：④÷①'	1,000 (100%)	9,000 (95%)	10,000	払出実績と払出計画との差は±5%以内
過不足量を繰越	⑤過不足ガス量（④－③） ※下段：⑤÷③	▲43 (▲4.5%)	43 (0.5%)	0	・注入実績と払出実績の差は±5%以内 ・翌々月に、小売Xは注入加算(43)、小売Yは注入減算(43)
X+2月	①払出計画量(正しい想定)	1,200	10,800	12,000	本来正しい想定は①だが、小売事業者は①'を提出
	①'払出計画量(一部誤った想定)	1,200	11,340	12,540	小売Yは、+5%の払出計画量を提出
	②注入計画量(導管策定)	1,148	10,852	12,000	NW策定の注入計画総量を、小売提出の払出計画量比で按分
	②'注入計画量(導管策定)_繰越	1,191	10,809	12,000	X月の繰越量を反映
	③注入実績量	1,191	10,809	12,000	
	③'注入実績量_繰越量を加味	1,148	10,852	12,000	X月の繰越量を戻す
	④払出実績量 ※下段：④÷①'	1,200 (100%)	10,800 (95%)	12,000	
	⑤過不足ガス量（④－③'） ※下段：⑤÷③'	▲52 (▲4.5%)	52 (0.5%)	0	・注入実績量に対する繰越量は±5%以内 ・翌々月に、小売Xは注入加算(52)、小売Yは注入減算(52)

(参考) ケース2の具体例

＜ケース2＞ 小売Xの注入実績と払出実績との差（⑤）が、当月注入実績（③）の+5%を超過。

小売X、小売Yの払出計画と払出実績との差が、それぞれ±5%以内。

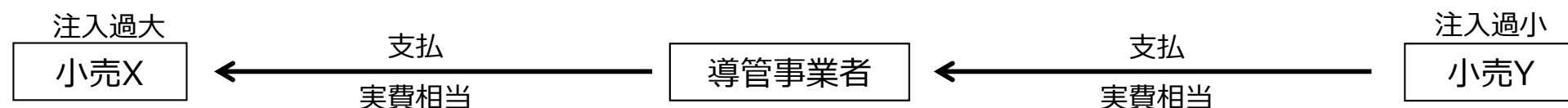
【5%分までの精算】

○ X+2月の注入計画量に数量繰越（小売Xは注入減算54、小売Yは注入加算54）

【5%超過分の精算】

○ 小売Y（小売Xに起因して注入過小）は、実費相当を導管事業者に対して支払い、小売Xは導管事業者から実費相当を受領。

精算のイメージ



	小売X	小売Y	合計	ポイント
① 払出計画量(正しい想定)	1,000	9,000	10,000	本来正しい想定は①だが、小売X、小売Yは①'を提出
①' 払出計画量(誤った想定)	1,040	8,640	9,680	小売Xは+4%、小売Yは-4%の払出計画量を提出
② 注入計画量(導管策定)	1,074	8,926	10,000	導管策定の注入計画総量を、小売提出の払出計画量比で按分
③ 注入実績量	1,074	8,926	10,000	
④ 払出実績量 ※下段：④÷①'	1,000 (96%)	9,000 (104%)	10,000 (103%)	払出実績と払出計画との差は±5%以内
⑤ 過不足ガス量 (④ - ③) ※下段：⑤÷③	74 (6.9%)	▲74 (▲0.8%)	0	小売Xの注入実績と払出実績との差は注入実績量 (③) の+5%を超過
注入実績量 (③) の5%分 (X+2月へ数量繰越)	54 (▲5.0%)	▲54 (0.6%)	0	注入実績量 (③) の5%までは、X+2月の注入計画量に反映
注入実績量 (③) の5%超過分 (ペナルティなし金銭精算)	20 (▲1.9%)	▲20 (0.2%)	0	注入実績量 (③) の5%超過分は実費相当で精算

精算

(参考) ケース3-②の具体例

＜ケース3-②＞ 小売Xの注入実績と払出実績との差（⑤）が、それぞれ当月注入実績（③）の+5%を超過。

小売X、小売Yの払出計画と払出実績との差が、それぞれ+5%を超過。

小売Yの方が払出計画と払出実績との差が大きいことから、小売Yを起因者とする。

【5%分までの精算】

○ X+2月の注入計画量に数量繰越（小売Xは注入減算55、小売Yは注入加算55）

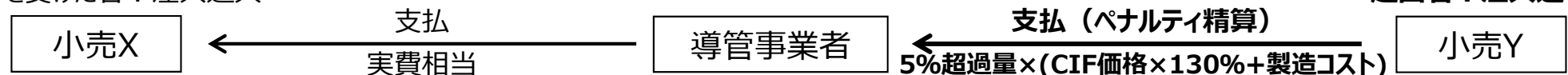
【5%超過分の精算】

○ 起因者である小売Yの払出計画が適正でなかったことへのペナルティとして、小売Yは5%超過量について、「CIF価格の130%+製造コスト」を導管事業者に支払い、小売Xは導管事業者から実費相当を受領。

精算のイメージ

影響を受けた者：注入過大

起因者：注入過小



	小売X	小売Y	合計	ポイント
①払出計画量(正しい想定)	1,000	9,000	10,000	本来正しい想定は①だが、小売X、小売Yは①'を提出
①'払出計画量(誤った想定)	940	7,650	8,590	小売Xは-6%、小売Yは-15%の払出計画量を提出
②注入計画量(導管策定)	1,094	8,906	10,000	導管策定の注入計画総量を、小売提出の払出計画量比で按分
③注入実績量	1,094	8,906	10,000	
④払出実績量 ※下段：④÷①'	1,000 (106%)	9,000 (118%)	10,000 (116%)	両者とも払出実績と払出計画との差が+5%を超過しているものの、小売Yの方が差が大きいので、起因者は小売Yとする。
⑤過不足ガス量 (④-③) ※下段：⑤÷③	94 (8.6%)	▲94 (▲1.1%)	0	小売Xの注入実績と払出実績との差は注入実績量 (③) +5% 超過
注入実績量 (③) の5%分 (X+2月へ数量繰越)	55 (▲5.0%)	▲55 (0.6%)	0	注入実績量 (③) の5%までは、X+2月の注入計画量に反映
注入実績量 (③) の5%超過分 (ペナルティあり金銭精算)	39 (▲3.6%)	▲39 (0.5%)	0	注入実績量 (③) の5%超過分は起因者へのペナルティとして、CIF価格×130%+製造コストで精算

精算

（参考）ケース4－②'の具体例

＜ケース4－②'＞小売Xの注入実績と払出実績との差（⑤）が、当月注入実績（③）の+5%を超過。

払出計画と払出実績との差については、小売Xのみが±5%を超過しているため、小売Xを起因者とする。



【5%分までの精算】

○ X+2月の注入計画量に数量繰越（小売Xは注入減算53、小売Yは注入加算53）

【5%超過分の精算】

○起因者である小売Xの払出計画が適正でなかったことへのペナルティとして、小売Yは5%超過量について、実費相当を導管事業者に支払う一方、小売Xは導管事業者から「CIF価格の70%+製造コスト」を受領

精算のイメージ

起因者：注入過大

小売X

支払（ペナルティ精算）

5%超過量×(CIF価格×70%+製造コスト)

導管事業者

支払

実費相当

影響を受けた者：注入過小

小売Y

	小売X	小売Y	合計	ポイント
①払出計画量(正しい想定)	1,000	9,000	10,000	本来正しい想定は①だが、小売事業者は①'を提出
①'払出計画量(誤った想定)	1,060	9,000	10,060	小売Xは+6%の払出計画量を提出
②注入計画量(導管策定)	1,054	8,946	10,000	導管策定の注入計画総量を、小売提出の払出計画量比で按分
③注入実績量	1,054	8,946	10,000	
④払出実績量 ※下段：④÷①'	1,000 (94%)	9,000 (100%)	10,000 (99%)	小売Xの払出実績と払出計画の差が±5%を超過しているため、小売Xが起因者。
⑤過不足ガス量（④－③） ※下段：⑤÷③	54 (5.1%)	▲54 (▲0.6%)	0	小売Xの注入実績量に対する繰越量は±5%超過

精算

注入実績量（③）の5%分 (X+2月へ数量繰越)	53 (▲5.0%)	▲53 (0.6%)	0	注入実績量（③）の5%までは、X+2月の注入計画量に反映
注入実績量（③）の5%超過分 (ペナルティあり金銭精算)	1 (▲0.1%)	▲1 (0.0%)	0	注入実績量（③）の5%超過分は起因者へのペナルティとして、CIF価格×70%+製造コストで精算

(参考) 注入計画と注入実績との差が蓄積した場合の問題点とこれに対する対応について

- ガス小売事業者が導管ネットワークにガスを注入するに当たっては、注入計画から± 5 %の範囲内におけるアロウンスが許容されることとなる（ケース 2 ③の小売Y（太枠点線囲み参照））。
- 他方、小売Yと同一のエリアに存在する小売Xは、導管事業者から当該乖離を補うための調整指令を受けることとなるため、こうした日々の増量調整が蓄積した結果、X月における小売Xの注入実績と払出実績との差が拡大する（ケース 1・2 ⑤の小売X（太枠囲み参照））。
- その結果、仮に小売Xの払出計画と払出実績との差が± 5 %を超えていた場合においては、**小売Xが支払うべきペナルティ的要素を加味した精算額が過大となる**ことも想定される

注入計画と注入実績との差が蓄積した場合の問題点

X月における過不足ガス量の確定	ケース1			ケース2			
	小売X：恣意的払出計画 小売Y：注入計画通り注入			小売X：恣意的払出計画 小売Y：注入計画から乖離			
	小売X	小売Y	合計	小売X	小売Y	合計	
①払出計画量(正しい想定)	1,000	9,000	10,000	1,000	9,000	10,000	本来正しい想定。小売Xは①'を提出
①'払出計画量(誤った想定)	1,100	9,000	10,100	1,100	9,000	10,100	小売Xは+ 10%の払出計画量を提出
②注入計画量(導管策定)	1,089	8,911	10,000	1,089	8,911	10,000	導管策定の注入計画総量を①'の払出計画量比で按分
③注入実績量	1,089	8,911	10,000	1,535	8,465	10,000	ケース2においては、小売Yが注入計画から-5%乖離した注入実績を継続し、その結果、小売Xは導管事業者から調整指令を受けて増量調整(注1)
④払出実績量 ※下段：④÷①'	1,000 (90.9%)	9,000 (100%)	10,000	1,000 (90.9%)	9,000 (100%)	10,000	小売Xの払出実績と払出計画との差が-5%を超過しているため、小売Xが起因者。
⑤過不足ガス量（④－③） ※下段：⑤÷③	89 (8.2%)	▲89 (▲1.0%)	0	535 (34.8%)	▲535 (▲6.3%)	0	小売Xの注入実績に対する繰越量は+ 5%を超過（注2）

(注 1) 導管事業者が払出計画量比で按分した注入計画どおり各小売が注入していれば、本来、注入計画の比率と注入実績の比率は払出計画の比率と一致するところ、ケース 2 の小売Yは注入計画から乖離した注入を行っているため、注入実績の比率は払出計画の比率から乖離する。

(注 2) 注 1 の乖離の結果、ケース 2 の小売Xは、自らが適切な払出計画を策定しなかったことを原因とする過不足ガス量（ケース 1 の過不足ガス量）以上に、小売Yの注入計画と注入実績の差分についてまで過不足ガス量が発生し、過大なペナルティ精算が必要となる。

(参考) 注入計画と注入実績との差が蓄積した場合の問題点とこれに対する対応について

- こうした事態を回避するため、以下のとおり、小売YがN日に注入計画から乖離した量のガスを注入した場合、N + 2日の注入計画について、導管事業者はN日の注入計画と注入実績との乖離量を繰り越した注入計画を小売X・小売Yに提示することとしてはどうか。

対応のイメージ

○ N日に、小売Yは当初計画の－5%で注入（5%注入不足発生）

○ N + 2日に、小売Yは当初計画に加えて不足分5%を追加注入

		小売X	小売Y	合計
N日	①払出計画量	900	100	1,000
	②注入計画量	900	100	1,000
	③注入実績量	905	95	1,000
	④乖離量（③－②）	+ 5	－ 5	0
N + 2日	⑤払出計画量	900	100	1,000
	⑥注入計画量	900	100	1,000
	⑦N日の乖離量反映後の注入計画量（⑥－④）	895	105	1,000
	⑧注入実績量	895	105	1,000

乖離量を繰越

2⑧ 需要家の需要特性を踏まえた注入計画の可否について

- 第25回の本小委員会においては、ガス小売事業者が遵守すべき注入計画をガス導管事業者が策定するに当たり、需要家の需要特性を踏まえるか否かを論点として提示したところ。
- すなわち、新たな同時同量制度の基本思想は、新規参入者を含めた全てのガス小売事業者が導管の貯蔵機能を等しく活用するというものであり、それ故に、ガス小売事業者は時々刻々と変化する自らの需要家の需要にかかわらず、「導管ネットワーク全体としてのあるべき注入計画」を分担することとなるが、こうした新たな同時同量制度に係る根本的な考え方と、需要特性を踏まえるという考え方が両立できるか否かが論点。
- この点、仮に、需要特性が比較的フラットである需要家にガスを供給するガス小売事業者に対してのみ「導管ネットワーク全体としてのあるべき注入計画」から乖離した注入計画（例えば、フラットに近い注入計画）を許容することとした場合、「導管ネットワーク全体としてのあるべき注入計画」は変わらないことから、他のガス小売事業者が注入すべき1時間当たりのガスの量が増加する（ピークが立つ）場合も想定されるなど、ガス小売事業者間の公平性を確保することができない。
- このため、新たな同時同量制度の下においては、ガス小売事業者間の公平性を確保する観点から、上記の論点については採用しないこととする一方、新規参入者が新たな同時同量制度を活用しやすくするための措置として、次頁以降の措置を講じることとしたい。

第25回ガスシステム改革小委員会資料4より抜粋

引き続き検討すべき論点

⑤ 小売事業者の供給の相手方である需要家の需要特性を踏まえた注入計画の可否

- 新たな同時同量制度においては、導管事業者は、各小売事業者から提出された払出計画をもとに、各小売事業者に対してそれぞれのあるべき注入計画を提示することとなるが、ある小売事業者の供給の相手方である需要家の需要特性が比較的フラットである場合、当該小売事業者はその需要家の需要特性にかかわらず、導管事業者から1時間当たりのガスの注入を求められることがある。
- このため、導管事業者が注入計画を策定するに当たっては、小売事業者の供給の相手方である需要家の需要特性を踏まえるか否かが論点となる。
- なお、この論点を検討するに当たっては、新たな同時同量制度の下においては、払出場所における通信設備を原則として設置しないこととなるため、各小売事業者の需要家の需要特性を適切に把握することができないなどといった点に留意が必要。

2⑨ 新規参入者が新たな同時同量制度を活用しやすくするための措置について

＜措置 1＞ 払出計画の策定に係る標準ルールの公表

- 前述のとおり、新たな同時同量制度においては、ガス小売事業者が策定する払出計画の適正性を確保するための措置を盛り込むこととしており、具体的には、払出実績と比べて払出計画が適切に策定されていない場合には、当該ガス小売事業者はペナルティ的要素を含んだ単価によって精算を行うこととなる。
- この点、新規参入者の中には、ノウハウが乏しいがために、必ずしも適切な払出計画（需要計画）を策定することができない者が存在することも想定される一方、こうした払出計画の策定に係るノウハウについては、現在の一般ガス事業者に蓄積されているところである。
- このため、新規参入者を含めた全てのガス小売事業者が適切な払出計画を策定することができる環境を整備するため、現在の一般ガス事業者等に対しては、ガス小売事業者が払出計画を策定するに当たっての参考となる「払出計画の策定に係る標準的な手法」を作成させ、これを広く公表することを求めることとしてはどうか。

2⑨ 新規参入者が新たな同時同量制度を活用しやすくするための措置について

＜措置2＞ 乖離率に係る暫定的措置

- 新たな同時同量制度においては、払出計画の月合計と払出実績の月合計との差が±5%を超える場合には、当該ガス小売事業者はペナルティ的要素を含んだ単価によって精算を行うことがある。
- この点、新たな同時同量制度への移行後は、適確な需要想定ができないなどの理由により、**払出計画と払出実績が大きく乖離してしまう新規参入者が存在することも想定される**ところである。
- このため、**新たな同時同量制度への移行後、一定の期間（例えば2年間）に限っては、±5%とした乖離率については±10%としてはどうか。**（新規参入者を含めた全てのガス小売事業者は、この期間において需要想定の精度を高めるための努力を行うことが必要。）
- また、**X月の注入実績と払出実績との差については、±5%以内の部分についてはX+2月に数量で繰り越し、±5%を超える部分については金銭で精算することとしたところであるが、上記と同様の理由により、新たな同時同量制度への移行後、一定の期間（例えば2年間）に限っては、±5%とした乖離率については±10%としてはどうか。**

2⑨ 新規参入者が新たな同時同量制度を活用しやすくするための措置について

＜措置3＞ 新規参入者による現在の一般ガス事業者の製造設備の活用促進

- 措置2を講じた場合、注入実績と払出実績との差については±10%以内の部分をX+2月に数量で繰り越すこととなるが、その結果、X+2月に必要な注入量を製造するための製造設備の容量が不足するケースも想定されるところ。
- この点、小売全面自由化の実施時には、現在の一般ガス事業者と比較して、新規参入者は十分な製造設備を保有していないことも想定されることから、**新規参入者から現在の一般ガス事業者の製造部門に対して、数量繰越の対象となるガスの製造について、その製造設備を活用したい旨の申し出があった場合には、当該一般ガス事業者は、その事業遂行に支障を及ぼさない範囲内において、これを受け入れることを求めることとしてはどうか。**（ガイドライン等で担保）

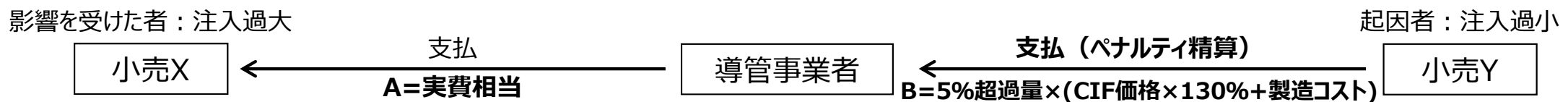
（注）前述のとおり、措置2は、小売全面自由化後2年間の暫定的措置。他方、措置3については、ガス小売事業者間の活発な競争を促す観点から暫定的措置とはせず、今後、新規参入者の製造設備の形成状況等を勘案しつつ、必要に応じて、見直すこととする。

2⑩ 新たな同時同量制度の見直しについて

- 新たな同時同量制度は小売全面自由化に併せて実施することとするが、同制度においては、**払出計画の月合計と払出実績の月合計との差が一定の乖離率を超過したガス小売事業者**については、**注入実績と払出実績との差に係る精算において、「X + 2月の全日本CIF価格±30% + 製造コスト」を単価としたペナルティ的要素を含めた精算を行うことと整理したところ。**
- この点、この「全日本CIF価格±30%」は、前述のとおり、直近5年間のLNG価格の動向を踏まえたものであることから、今後のLNG価格の動向次第ではこれを見直すことが必要。
- 加えて、注入実績と払出実績との差については、一定の乖離率を超過した部分について金銭で精算を行うこととしたところであるが、このような制度とした場合、以下のとおり、この精算に係るガス導管事業者の収支が悪化することも想定されるところである。
- このため、新たな同時同量制度については、今後、必要に応じて見直していくこととし、これにより、サステイナブルな制度としていくこととしてはどうか。

金銭精算に係るガス導管事業者の収支悪化のイメージ（例：ケース3ー②）

- 起因者である小売Yが注入過小であるため、小売Yはペナルティ的要素を含めた精算額を導管事業者に対して支払い、導管事業者は小売Yの影響を受けて注入過大となった小売Xに対して、当該注入過大となったガスに係る実費相当額を支払うこととなる。
- このため、以下の例において、「 $A > B$ 」である場合には、導管事業者が当該精算に係る差額を負担することとなる。こうした差額の負担が蓄積することで、導管事業者の収支が悪化することも想定される。



実費相当額 $>$ $5\% \text{超過量} \times (\text{CIF価格} \times 130\% + \text{製造コスト})$
の場合、導管事業者は当該精算に係る差額を負担。

1. 経過措置料金規制に係る指定基準・解除基準について
2. 同時同量制度について
3. 託送検討について
4. 熱供給事業に関する指針について

3 託送検討について

- 第25回ガスシステム改革小委員会においては、新たな同時同量制度に係る論点のほか、**託送検討の在り方についても引き続き検討が必要な論点として整理したところ。**

第25回ガスシステム改革小委員会資料 4 より抜粋

引き続き検討すべき論点

⑥ 託送検討の在り方

- 現在、新規参入者が一般ガス事業者に対して託送供給を依頼する場合、需要を1件獲得する場合であっても、託送検討料（ex.20万円）が必要であるとされている。
- 電気事業法の下においては、電源接続については検討料（ex.20万円）が必要とされているものの、需要側の託送検討料の徴収はなされていないところであり、小売全面自由化後の託送検討の在り方が論点となる。
- なお、いわゆる3社提案においては、「託送供給の検討料については、現行の一律的な体系から、接続形態や託送検討の内容によって、より実務負担を反映したきめ細かな料金体系へと移行。」とされている。

3 託送検討について

- 一般ガス導管事業者が、ガス小売事業者から託送供給の依頼を受けた場合には、当該一般ガス導管事業者は、①需要家の物件情報（住所、最大時ガス量、新規需要・既存需要の別等）や本支管の敷設状況等を確認して、導管を新增設する必要があるか否かを検討することになり、②導管の新增設や導管能力の確認が必要と判断したものについては、圧力解析やルート計画の作成等の具体的検討に入ることとなる。
- この点、これに係る費用については、ガス小売事業への新規参入を促進し、ガス小売事業者間の競争を活性化する観点から、**現行の特定負担を改め、一般負担**としてはどうか。
- 他方、導管の設計に当たり、導管敷設スペースの有無の確認等のために測量・試掘調査が必要な場合などにおいては、別途費用が発生することが想定されることから、こうした場合に限り、**ガス小売事業者に対して個別に特定負担**として請求させることとしてはどうか。
- なお、製造設備の新增設を行おうとする場合には、その製造設備が接続する導管の容量に照らした**受入可能量等**を検討する必要があり、こうした検討に係る費用は様々であることから、**製造事業者等に対して個別に特定負担**として請求させることとしてはどうか。

（参考）上記②の具体的検討を実施するケースの例

	本支管新規敷設の要否	新規需要・既存需要の別	概要
1	必要	新規	本支管工事が発生
2	不要	新規	流量が一定規模以上の供給管を新設
3	不要	既存	供給管の流量が一定規模以上増量

（注）「一定規模」の考え方は導管事業者ごとに異なり得るが、例えば、ガス小売事業者が戸建の家庭などの需要家に対して新たにガスを供給する場合には、この要件には該当せず、具体的検討が実施されないことが一般的である。

- 1. 経過措置料金規制に係る指定基準・解除基準について**
- 2. 同時同量制度について**
- 3. 託送検討について**
- 4. 熱供給事業に関する指針について**

4① 熱供給事業に関する指針の必要性について

- 熱供給事業者に対して課される説明義務・書面交付義務など、熱供給事業者が果たすべき義務の具体的な履行方法については、既にこれまでの本小委員会において御議論いただいたところ。
- 電気の小売全面自由化に当たっては、**電気事業法の解釈・運用に係る事業者の予見可能性を高めるとともに、需要家保護を充実させる**などの観点から、「**電力の小売営業に関する指針**」が定められているところであり、同指針においては、**業務改善命令等が発動される原因となり得る行為を「問題となる行為」として記載するとともに、需要家保護の観点から事業者の自主的な取組を促す行為を「望ましい行為」として記載しているところである。**
- この点、熱供給事業においても、**熱供給事業法の解釈・運用に係る熱供給事業者の予見可能性を高めるとともに、需要家保護を充実させる**観点からは、上記のような指針を定めることが適当であることから、**次頁以降の内容を盛り込んだ「熱供給事業に関する指針（仮称）」を定めることとしたい。**（注）

（注）次頁以降の内容については、「電力の小売営業に関する指針」においても同趣旨の内容が記載されていることに加え、原則として、「ガス小売事業に関する指針（仮称）」においても、ガス事業の特性を踏まえながら、同趣旨の内容を記載する予定である。また、同指針において記載すべきその他の事項については、次回以降に御審議いただく予定。

4② 熱供給事業に関する指針の具体的内容について

1. 需要家への適切な情報提供

(1) 一般的な情報提供

対象となる行為	概要
料金請求の根拠となる使用熱量等の情報を需要家に示さないこと	● 料金請求の根拠となる使用熱量等の情報 を、請求書への記載やウェブサイトでの閲覧を可能にするなどの方法により 需要家に示さないことを、「問題となる行為」として位置付ける。

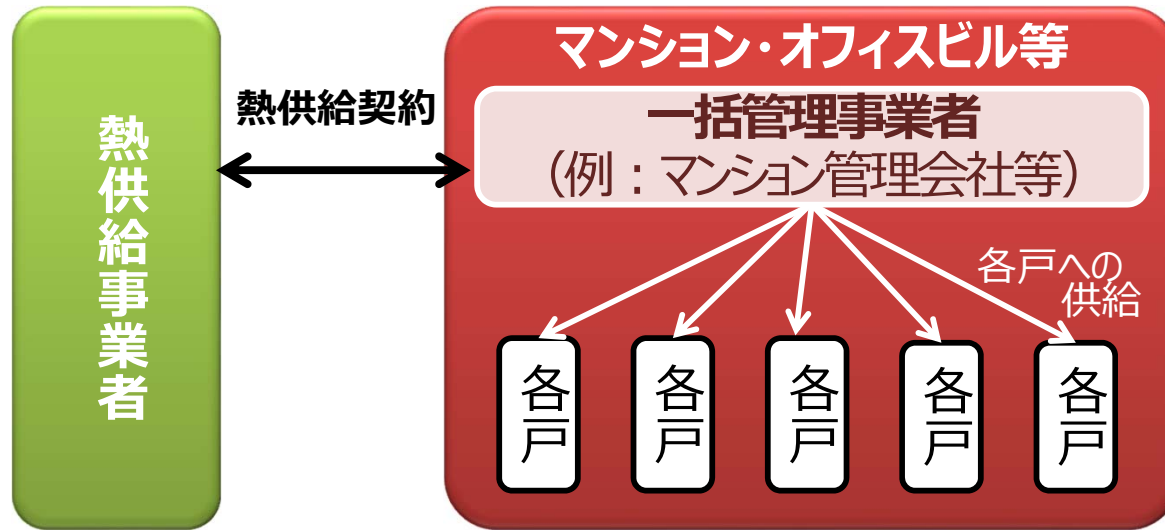
(2) 契約締結に先立って行う説明や書面交付

対象となる行為	概要
供給条件の説明義務・書面交付義務を履行しないこと	● 供給条件の説明義務・書面交付義務を履行しないことを、「問題となる行為」として位置付ける。 ※法律上、自明ではあるものの、確認的に記載。
一括管理事業者や需要家代理事業者による説明・書面交付	● 一括管理事業者や需要家代理事業者 については、熱供給事業法の規制対象外ではあるものの、これらの事業者が、同法上、 熱供給事業者に対して求められる供給条件の説明・書面交付を需要家に対して行うことを、「望ましい行為」として位置付ける。 （詳細は次頁参照）

4② 熱供給事業に関する指針の具体的内容について

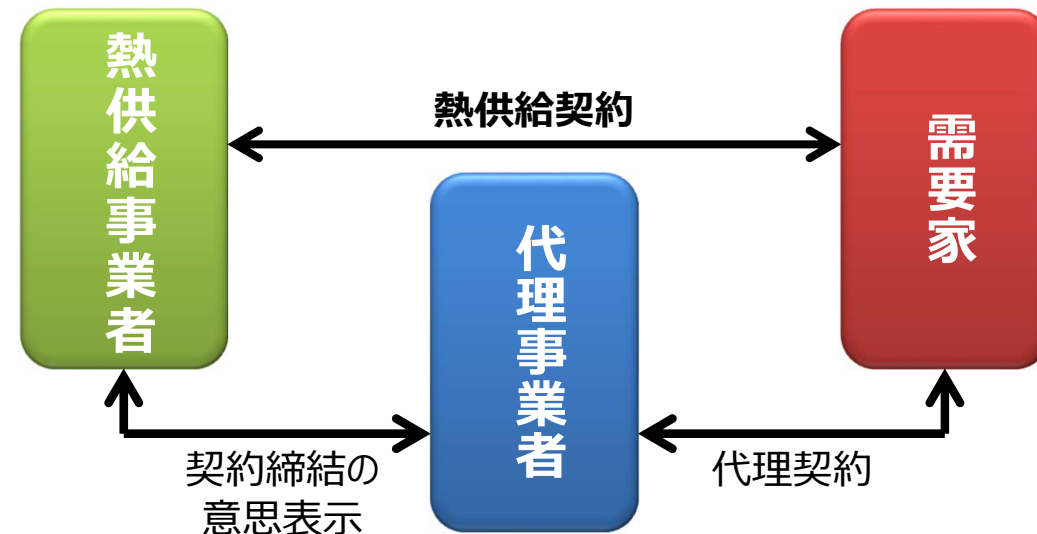
(参考) 一括管理モデルと需要家代理モデルについて

【一括管理モデル】



- 左図の熱供給事業者については、熱供給事業法の規定に基づき、一括管理事業者に対する説明義務・書面交付義務が課せられているところ。
- 他方、一括管理事業者については、同法の規制対象外であることから、需要家保護を充実させる観点からは、一括管理事業者に対しても、各戸に対する必要な説明・書面交付を行うことを求めることが適当。

【需要家代理モデル】



- 左図の代理事業者は、需要家の代理となる旨の代理契約を締結しているものの、熱供給事業法の規制対象外。
- 他方、需要家保護を充実させる観点からは、こうした代理業者に対しても、需要家に対する必要な説明・書面交付を行うことを求めることが適当。

4② 熱供給事業に関する指針の具体的内容について

2. 営業・契約形態の適正化

(1) 熱供給事業者の媒介・取次ぎ・代理

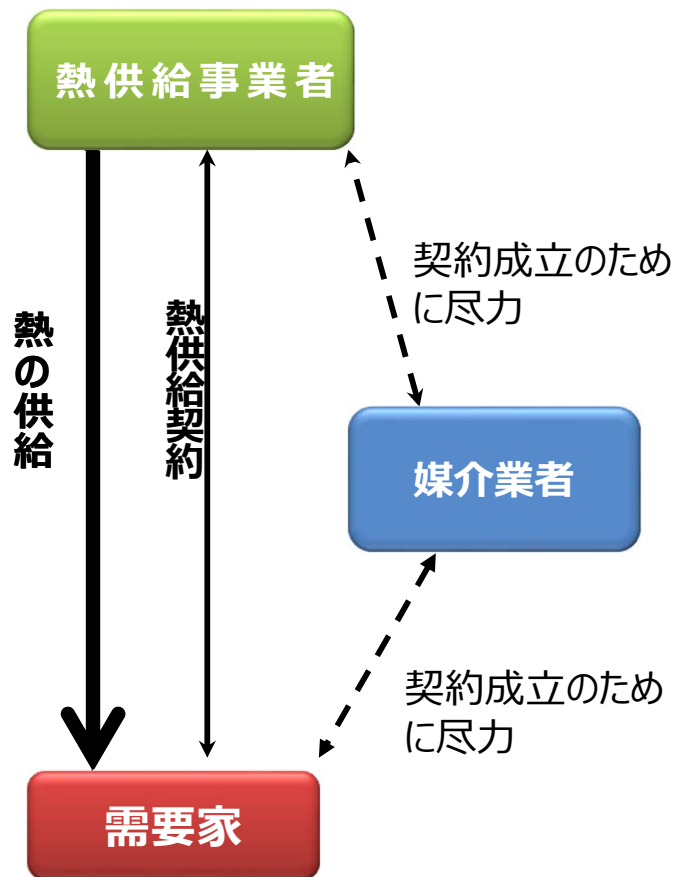
対象となる行為	概要
代理業者等が供給条件の説明義務・書面交付義務を履行しないこと	● 熱供給事業者が、媒介・取次・代理業者を利用するに際し、 当該熱供給事業者がこれらの事業者に対して適切な指示・監督を行わなかった結果として、当該媒介・取次・代理業者が説明義務・書面交付義務に違反した場合には、当該熱供給事業者の不作为を、「問題となる行為」として位置付ける。
代理業者等による誤解を招くような営業活動	● 媒介・取次・代理業者によるテレビCM、WEB広告、チラシ等において、 当該媒介・取次・代理業者が、「自らの熱を供給している」旨の表示等を行った場合には、需要家の誤解・混乱を招くおそれがあることから、こうした行為を、「問題となる行為」として位置付ける。
取次ぎを行う際に遵守すべき事項	● 熱供給事業者が、熱供給契約の締結に際して取次業者を利用する場合、 以下の事項を遵守しないことを、「問題のある行為」として位置付ける。 ・熱供給事業者は、取次業者との間の取次契約の解除等によって需要家が不利益を受けることのないよう、十分な需要家保護策をとること。 等

(注) 媒介・取次ぎ・代理の詳細については、次頁参照。

4② 熱供給事業に関する指針の具体的内容について

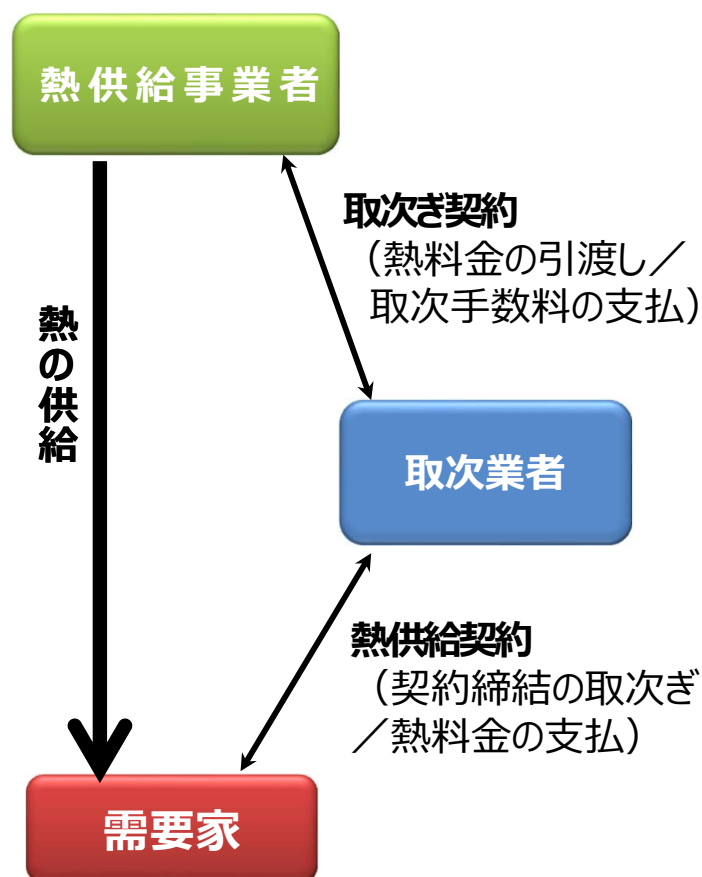
(参考) 媒介・取次ぎ・代理について

【媒介モデル】



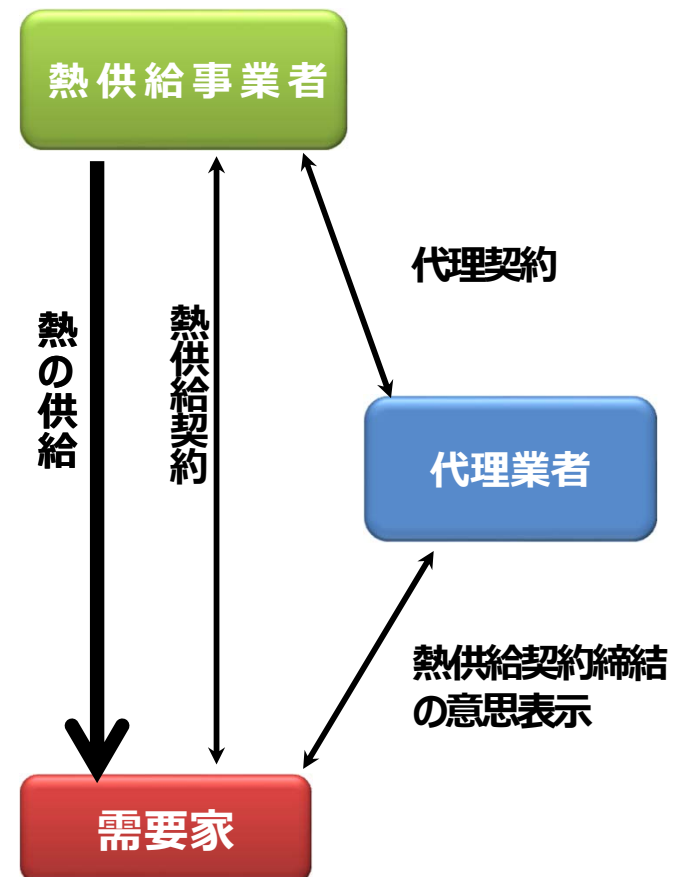
※媒介業者は、熱供給事業法上、需要家への説明義務・書面交付義務を負う。

【取次ぎモデル】



※取次業者は、熱供給事業法上、需要家への説明義務・書面交付義務を負う。

【代理モデル】



※代理業者は、熱供給事業法上、需要家への説明義務・書面交付義務を負う。

4② 熱供給事業に関する指針の具体的内容について

2. 営業・契約形態の適正化

(2) 一括管理及び需要家代理モデル

対象となる行為	概要
一括管理事業者や需要家代理事業者による需要家に対する情報提供等	● 一括管理事業者や需要家代理事業者が、料金請求の根拠となる使用熱量等の情報を、請求書への記載やウェブサイトでの閲覧を可能にするなどの方法により需要家に示さないなど、需要家に対して適切な情報提供を行わないことや、苦情・問合せに適切かつ迅速に対応しないことなどによって需要家の利益が損なわれることを防止するため、これらの事業者が、熱供給事業者と同等の需要家保護策を講じることを、「望ましい行為」として位置付ける。

4② 熱供給事業に関する指針の具体的内容について

3. 契約内容の適正化

(1) 不明確な熱料金の算出方法

対象となる行為	概要
熱料金の算出方法を明確に定めないこと	● 熱供給事業者が熱供給契約において、 熱料金の算出方法を明確に定めないこと（「当社が毎月末に請求する額」や「時価」とするなど）を、「問題となる行為」として位置付ける。

(2) 熱供給契約の解除

対象となる行為	概要
熱供給契約の解除を不当に制限すること	● 以下の行為を、「問題となる行為」として位置付ける。 ①熱供給契約の解除を著しく制約する内容の契約条項を設けること。 ・解除を一切許容しない期間を一定期間以上設定すること。 ・解除に際し、不当に高額の違約金等を設定すること。 ・自動的に更新する熱供給契約において、需要家が更新を拒否できる期間を極めて短い期間とすることなどによって、需要家が容易に更新を拒否することができないような契約条項を設けること。 ②熱供給契約の解除を著しく制約する行為をすること。 ・解除の申出や、自動更新を拒否する申出に応じないこと。 ・解除の手続や、自動更新を拒否する手続の方法を明示しないこと。

4② 熱供給事業に関する指針の具体的内容について

4. 苦情・問合せへの対応の適正化

対象となる行為	概要
苦情・問合せを適切かつ迅速に処理しないこと	● 苦情・問合せを適切かつ迅速に処理しないことを、「問題となる行為」として位置付け、苦情・問合せに応じることができる連絡先については、熱供給契約の締結時に需要家に対して説明するほか、ホームページ等においても確認できるようにする必要がある旨を記載する。

5. 契約の解除手続の適正化

(1) 需要家からの契約解除時の手続

対象となる行為	概要
本人確認を行わないこと	● 熱供給事業者が熱供給契約の解除の申出を受けた場合には、これが当該熱供給契約の相手方たる需要家本人からの申出であることを適切な方法により確認すべきであり、これを怠った結果、需要家本人の意に沿わない解除手続を行うことを、「問題となる行為」として位置付ける。
解除に速やかに対応しないこと	● 需要家から熱供給契約の解除の申出があった場合、熱供給事業者が正当な理由なく速やかに対応しないことを、「問題となる行為」として位置付ける。

(2) 熱供給事業者からの契約解除時の手続

対象となる行為	概要
解除予告通知を行わないこと	熱供給事業者が熱供給契約を解除する場合において、当該解除を行う15日程度前までに、需要家に対して解除日を明示して解除予告通知を行わないことを、「問題となる行為」として位置付ける。 ※既にこれまでの本小委員会において御議論いただいた内容。